

第六次 串間市 長期総合計画

— 基本構想 —

豊かな自然と共存し
みんなで創り育てる
多様性と持続性のまち くしま



令和3年3月
宮崎県 串間市

『豊かな自然と共存し みんなで創り育てる 多様性と持続性のまち くしま』を目指すために



世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大は、我が国経済に甚大な影響を及ぼし、デジタル化、東京一極集中のリスク、グローバル・サプライチェーンの脆弱性等が浮き彫りとなりました。また、このことにより、少子高齢化の進行、再生可能エネルギーの普及、財政の硬直化等これまでの構造的課題は深刻化し、我が国はこうした影響への取組とニューノーマル、いわゆる「新たな日常」として、私たちの生活等の在り方に大きな転換が求められております。市政を預かる者として、ウィズ・ポストコロナを見据えた新たな時代へ一刻も早く対応していかなければなりません。

このような中で、本市の今後10年間のまちづくりの指針となる「第六次串間市長期総合計画」を策定いたしました。まちづくりの基本理念を「豊かな自然と共存し、みんなで創り育てる多様性と持続性のまち くしま」として掲げ、基本理念を支える3つの柱を「ともに考え、選び、創る協働と共生のまちの創造」、「人を呼び、魅了し、自慢したくなるまちの創造」、「豊かな自然と共存し、持続する環境未来都市の創造」とし、本市の発展に向けたまちづくりの方向性を明らかにしております。

近年、本市ではその豊かな自然を生かし、風力や小水力、木質バイオマス発電といった、自然や生物に優しい多くの再生可能エネルギー施設が建てられ、新時代を築いていく本市の潜在的な可能性を実感しております。このため本市は令和2年12月にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを実現することを目標として掲げました。また、第六次計画から、本市のまちづくりにSDGsの理念を取り込むことといたしました。

この豊かな自然と共存、活用し未来に向けて発展し持続するまちづくりを推進することにより、本市の価値と世界への貢献を誇りにし、市民の皆様とともに誰ひとりとして取り残さない、皆様安心して生活できる最先端の環境未来都市「串間」を実現する所存でありますので、市民の皆様をはじめ関係各位の一層のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました総合計画審議会委員の皆様をはじめ、市議会議員並びにご協力いただきました関係機関や市民の皆様にお礼を申し上げます。

令和3年3月

串間市長 島田 俊光

目次

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格と役割	3
3 総合計画の構成と総合戦略	4
4 計画策定過程での市民参画	5
5 計画策定の背景（時代の潮流と取組の方向）	6
6 持続可能な社会を目指して－SDGsの実現－	7
第2章 串間市の特性と課題	9
1 串間市を際立たせる個性	9
2 人口・世帯・就業構造の推移	11
3 市民の意識と期待	13
4 串間市の発展課題	18

第2部 基本構想

第1章 串間市の将来像	22
1 まちづくりの基本理念	22
2 将来人口の推計	23
3 将来就業人口の推計	25
4 土地利用の方針	26
第2章 将来像実現のための基本目標	29
1 施策の体系	29
基本目標1 多様なひと 考え方が尊重され 想いをかたちにする くしま	30

基本目標2 とともに寄り添い 支え合い 自分らしく活躍する くしま	32
基本目標3 まなび 育み 夢叶え 未来へ翔びたつ くしま	34
基本目標4 つくり そだてる 交流と魅力あふれるまち くしま	36
基本目標5 みんながつながり 安心と安全 スマートなまち くしま	38
基本目標6 豊かな自然の恵みと共存し 持続するまち くしま	40
2 計画の進行管理	42
3 計画の推進にあたって	43

第3部 資 料

1 第六次串間市長期総合計画策定要領	46
2 串間市総合計画策定条例	48
3 串間市総合計画審議会委員名簿	50
4 第六次串間市長期総合計画の諮問について	51
5 第六次串間市長期総合計画の策定について（答申）	52
6 用語解説	53



第1部 総論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

串間市では、平成22年度に基本構想と前期基本計画（平成23年度～平成27年度）からなる「第五次串間市長期総合計画」を策定し、「豊かな自然とともに 生きる喜びにあふれる 協働と交流のまち 串間」という将来都市像を掲げ、6つの柱のもと、市民生活の全分野にわたる多様な施策を市の総力をあげて押し進めてきました。

この間、人口減少・少子超高齢社会の本格的な到来は、経済の成長力はもとより、医療や介護などの社会保障制度、子育てのあり方、地域コミュニティの維持など、社会全般にわたり大きな影響を与え、わが国のこれまでの社会経済の仕組みが大きく転換していくことを示しています。

また、人々の意識や関心においても変化が見られ、東日本大震災をはじめとする地震災害や頻発する各地での豪雨災害等、更には新型コロナウイルス感染症の拡大への対応も含めて、安全・安心に対する意識がこれまで以上に高まり、人と人とのつながりや家族関係・近隣関係の重要性が再認識されています。

これに加えて、社会の成熟化が進み、人々の志向は、モノの充足より心を満たすストーリーの社会へと進んでいます。そして、人生100年時代を迎え、社会・経済の活力を高め、社会保障制度を持続可能なものとしていくためにも、健康寿命を延伸し、生涯にわたって活躍できる社会づくりへと動いています。

こうした社会状況の変化や、多様化・高度化する住民ニーズに応えながら、人口減少を緩和し、活力ある串間市を次世代につないでいくため、市民がいきいきと暮らせる持続可能なまちの実現を目指していくことが求められています。そのためには、将来を見据え、新たなまちづくり課題への的確な対応が必要となってきます。

第六次串間市長期総合計画は、人口減少・少子超高齢社会が到来する中、「人」「モノ」「財源」等の経営資源は安易に増加を期待できない社会経済情勢、地域の状況及びこれまで築きあげてきたまちづくりの成果と今後の課題を十分に踏まえ、第2期串間市まち・ひと・しごと創生総合戦略を重点的に取り組むべき施策として基本計画に位置付け、一体的に注力していくことが「串間市が自立して持続的に発展していく」ために重要であると捉え、必要な施策を重点化する戦略的施策計画として策定します。

2 計画の性格と役割

【第六次長期総合計画の役割】



長期総合計画は、串間市総合計画策定条例により、総合的かつ計画的な市政の運営を図るために策定するもので（第3条）、本市における最上位計画として、まちなみづくりの方向性を示す指針であり、まちなみづくりの基本理念、目指すべき将来像及びそれらを実現するための施策の体系等を示すものです（第2条各号）。

そして、住民自治を基本としながら、将来像の実現に向けた取組の方向性を示す「まちなみづくりの道しるべ」としての役割があります。

また、市民と行政が共存・協働の心を持ち、対話や交流を重ね、理解と共感を大切に、協力し合う関係を生み出し、目指すべき将来像の実現に向けてまちなみづくりを進めていくために、目標を共有する「まちなみづくりのための行動指針」としての役割があります。

そして、本市が目指す将来像の実現に向けて取り組む内容を定めるとともに、その取組が計画的に実施されているかどうかを進行管理し、評価するための計画でもあります。

【重視する視点】



コンパクトでインパクトのある基本構想
全施策の中長期的な視点を包括した長期総合計画
第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を包含
長期総合計画による施策の進捗管理

第1章 計画策定にあたって

3 総合計画の構成と総合戦略

本計画は、「串間市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含しており、「基本構想」・「基本計画」で構成されています。それぞれの内容構成と期間は以下のとおりです。

◆ 基本構想（10か年計画）

基本構想は、本市の特性、時代の潮流、市民のニーズ、本市の置かれている位置や直面する課題等を検討し、将来像や基本目標、そして、それを実現するための施策の体系等を示すものであり、令和3年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする10か年の構想です。

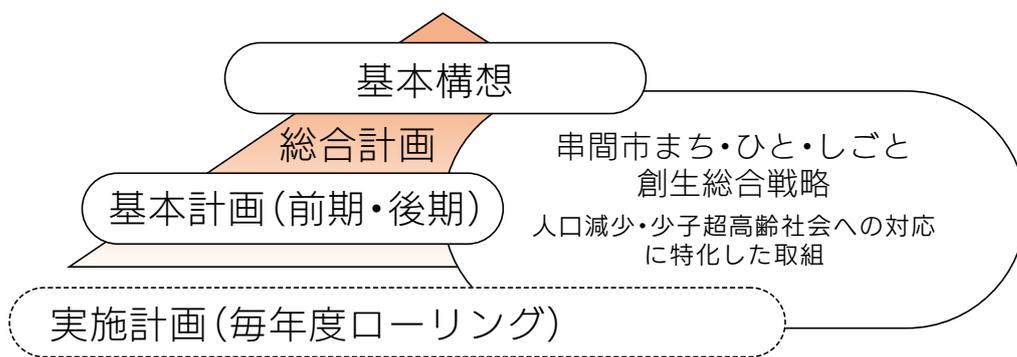
◆ 基本計画（前期5か年、後期5か年計画）

基本計画は、基本構想の施策の体系に基づき、今後、取り組むべき主要な施策を各分野にわたって定めています。計画期間は、前期と後期に分けて、時代の変化に応じて柔軟に対応していくために、前期基本計画5年間、後期基本計画5年間とし、第2期串間市まち・ひと・しごと創生総合戦略を包含します。

◆ 実施計画（3か年計画）

基本構想と基本計画をもって長期総合計画とし、基本計画に示した主要施策に基づき、具体的に実施する事業を定める実施計画（3か年計画）を毎年度ローリング方式で策定し、長期総合計画の進行管理を行います。

【総合計画と総合戦略の関係図】



計画の期間

計画期間	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
基本構想	基本構想(10か年)									
基本計画/ 総合戦略	前期基本計画(5か年)					後期基本計画(5か年)				

4 計画策定過程での市民参画

本市では、本計画策定にあたり、市民とともにつくる協働のまちづくりを目指し、以下のような市民参画の取組を行ってきました。

◆ 市民アンケート（令和2年5月実施）

本計画の策定にあたって、市への愛着度や定住意向をはじめ、現状評価、今後期待するまちづくりの方向、各分野における重点施策要望など、市民の意識構造の実態を把握するとともに、計画づくりの基礎資料を得るために実施しました。市内に居住する18歳以上の男女の中から無作為抽出した2,000人を対象に、郵送により配布・回収したもので、有効回収数839票、有効回収率42.0%となっています。

◆ 串間市まちづくり市民会議（令和2年9月、10月実施）

串間市まちづくり市民会議は、幅広い市民の参画を得て、新しいまちづくりの方向について市民の代表による意見・提言として取りまとめ、長期総合計画に反映させるために実施しました。市民会議は、「伸ばすところ、変えたいところ」、「分野別の施策提案とテーマ」、「将来像の検討」などをテーマに2回開催し、本市の誇れる特性や今後のまちづくりについての意見をいただきました。また、各分野の専門的な視点から、よりよいまちづくりへの助言が得られました。

◆ くしま子ども未来会議（令和2年9月実施）

くしま子ども未来会議は、市内中・高生の中から各学校の推薦を得て参加者を決め、新しいまちづくりの方向について幅広く検討し、10年後の本市を担う人達の意見・提言を取りまとめ、長期総合計画に反映させるために実施しました。くしま子ども未来会議の内容は、「伸ばすところ、変えたいところ」、「本市の将来の方向」などをテーマに、本市の誇れる特性や今後のまちづくりについての意見をいただきました。

◆ パブリックコメント（令和2年12月実施）

長期総合計画の検討案が完成後、全市民を対象に意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

第1章 計画策定にあたって

5 計画策定の背景（時代の潮流と取組の方向）

（1）人口減少と少子超高齢社会の進行

今後の更なる少子超高齢社会の進行は、福祉・介護等に関する社会保障費の増大、労働力人口の減少による経済の縮小のほか、社会を支える担い手の減少により、様々な分野における地域活力の低下につながる懸念されます。このため、これを防止する対策を早期に実施します。

（2）地域コミュニティの変化と地域共生社会の形成

地縁型組織のつながりを維持していくとともに、地域の多様化するニーズに対応するため、新しい目的によって協働する目的型コミュニティ*の形成も図っていきます。

また、老老介護をはじめ、介護と育児が同時期に発生する、いわゆるダブルケアを必要とする人が増えており、抱える問題や悩みも複雑化・多様化している状況にあります。個人や世帯が抱える問題に「丸ごと」対応できる地域包括ケアの支援体制を構築・強化し、最期まで住みなれた地域で自分らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現します。

（3）安全安心な社会の実現

日頃からの災害への備えや、都市基盤など市域の強靱化を進めるとともに、自主防災組織の機能強化や災害時の要配慮者対策等を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

（4）SDGsに関する取組の展開

SDGs（持続可能な開発目標「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030年アジェンダ」）を尊重し、「地球上の誰ひとりとして取り残さない」ことを誓い、施策の各分野においてその理念と考え方を取り入れ、地域から活動を進めていきます。

地域には、高齢者や若者、子ども、障がいのある人、外国から来た人、LGBT*の人など、様々な人が住んでいます。誰もが活躍でき、お互いを理解しながら多様性を認め合える多文化共生社会の実現を目指します。

* 目的型コミュニティ：テーマ・コミュニティともいわれ、特定の地域課題の解決や前進に向け、一定の分野に特化した活動を行うコミュニティをいう。

* LGBT：「セクシュアルマジョリティ」とされている性のあり方とは異なる性のあり方のこと。

(5) 日本経済と働き方をめぐる環境の変化（グローバル化）

新型コロナウイルス感染症拡大による影響をよく見極めるとともに、今後の社会のあり方を再検討して、仕事と生活を分けて考えるのではなく、柔軟な働き方・生き方により、ワーク(仕事)とライフ(生活)が、高い次元でリンクし合い、双方が充実することで、良い相乗効果を生み、人生の充実感・幸福感を得ることを目的としたワーク・ライフ・インテグレーション、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）のとれた社会づくりを目指します。

(6) 超スマート社会（Society5.0）の実現

地域や住民生活の課題解決、利便性の向上とともに、「プラットフォーム・ビルダー（公・共・私による協力関係の構築—「公」という制度や施策・事業、「共」という社会保険などの互助制度、「私」という個人・家族など）」として新しい公共の協力関係を構築していくため、Society5.0の成果や技術を活用した「スマート自治体」としての取組を進め、住民生活に不可欠なニーズを満たしていきます。

6 持続可能な社会を目指して—SDGsの実現—

SDGsとは、持続可能な開発目標のことで、2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰ひとりとして取り残さないことを誓っています。SDGsは発展途上国も先進国も取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、国としても積極的に取り組んでいます。

SDGsは、その基本理念として、貧困の撲滅をはじめ、世界中の「誰ひとり取り残されない」という、包摂的な世の中を作っていくことが重要であると示しています。これは、住民の福祉の増進を図ることを目的とする地方自治体にとって、目的を同じくするものです。

こういったことから、本市では、自治体レベルでSDGsの理念と目標を支えるために、長期総合計画の各分野において、本市の施策にも取り組んでいくこととします。

第1章 計画策定にあたって

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



- 目標1 【貧困】 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
- 目標2 【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
- 目標3 【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
- 目標4 【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
- 目標5 【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
- 目標6 【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
- 目標7 【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
- 目標8 【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
- 目標9 【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーション。
- 目標10 【不平等】 各国内及び各国間の不平等を是正する。
- 目標11 【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
- 目標12 【持続可能な生産と消費】 持続可能な生産消費形態を確保する。
- 目標13 【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
- 目標14 【海洋資源】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
- 目標15 【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
- 目標16 【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
- 目標17 【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

1 串間市を際立たせる個性

(1) 自然が豊富で住みやすい

市の中北西部のほとんどは豊かな丘陵地帯となっており、東部から南部に続く延長77kmの海岸線は、日南海岸国定公園に属し、南国らしい風景が訪れる人々を魅了します。市内には、二つの山脈が走り、龍口山、笠祇山等を主峰とするその北部一帯は、うっそうとした山林に包まれ、森林資源の宝庫となっています。これらの連山に源を発する河川は、市内の中央を貫流する福島川をはじめ、善田川、本城川、市木川などの河川に分かれ、その流域は肥沃な農地となっています。

(2) 景観美と多彩な交流資源

海岸線は大小の半島がリアス式海岸の体をなしており、野生馬のいる都井岬、文化猿の幸島、市内北部の山間部はクス学術林を有し、市内全域が自然の美しさそのままの景観豊かな自然環境都市です。また、市街地から志布志湾までが一望できる第二高畑山、釣りのポイントが点在する海岸線、温泉と干潟の本城、サーフィンスポットでもある恋ヶ浦など観光・交流・レクリエーション・スポーツのための資源も数多く、さらに、エコツーリズム、窯元行列、都井岬火まつり、串間市民秋まつり、福島港花火大会、観光とび魚すくい、串間よかむん市など特色あるイベントも多彩です。

(3) 特色ある第一次産業

本市はこれまで、多様な農業振興施策を関係機関・団体と一体となって推進し、振興作物等のブランド化、良質な和牛肉生産をはじめ畜産の振興を進めるなど着実に成果をあげてきました。また、森林は、循環林として関係団体とともに森林整備を行ってきました。さらに、本市の水産業は、沿岸漁業と養殖業が主体で、これまで稚魚放流による栽培漁業や養殖生簀係留施設の整備を推進し、生産の安定、漁場改善に取り組んできており、食料の供給基地として第一次産業とともに発展してきたまちです。

(4) 中核性が高いコンパクトな市街地

本市の交通手段としては、コミュニティバス（よかバス）、市木地区には宮崎交通の路線バスが走っています。市街地は、JR日南線の串間駅からの広がりをもって形成されており、中心地域には公共施設が集約的に配置されています。鉄道は、市内には、串間駅のほか4駅があり、地方港湾である福島港があります。特に、中心部は、コミュニティバスの循環線一周30分でほぼ全ての主要公共施設を網羅できる市街地となっており、県南と鹿児島県北東部地域をつなぐ中核性が高いコンパクトな市街地をもつまちです。

第2章 串間市の特性と課題

さらに、広域交通ネットワークの結節点としての機能を最大限に活用した中心市街地の形成、通過型観光客を中心市街地や市内観光地へ回遊させるための拠点づくりを通したまちの活性化など、魅力あるまちづくりに向けて、利便性と安全性に優れた機能集積等の一体的な推進を図るために「道の駅くしま」は、今後の本市の賑わいと活性化に大きな変化をもたらす施設として期待がかけられています。

(5) 特色ある歴史と文化

本市には、下弓田遺跡や三幸ヶ野遺跡などの縄文後期の遺跡、大田井丘遺跡、唐人町遺跡、三幸ヶ野遺跡などの弥生時代の遺跡、また、古墳時代や荘園時代の遺跡をはじめ、各時代に建立された神社・仏閣など、連綿と現代まで続いてきた独自の歴史・文化があります。

特に、国指定重要文化財である旧吉松家住宅は、明治から昭和時代にかけての串間の政治・経済に大きく貢献した吉松氏によって大正年間に建築され、中心市街地の一角を占めています。

さらに、市内各地に特色ある文化財や、脈々と伝えられているいにしへの伝統芸能・文化等を有しています。

2 人口・世帯・就業構造の推移

(1) 人口・世帯等

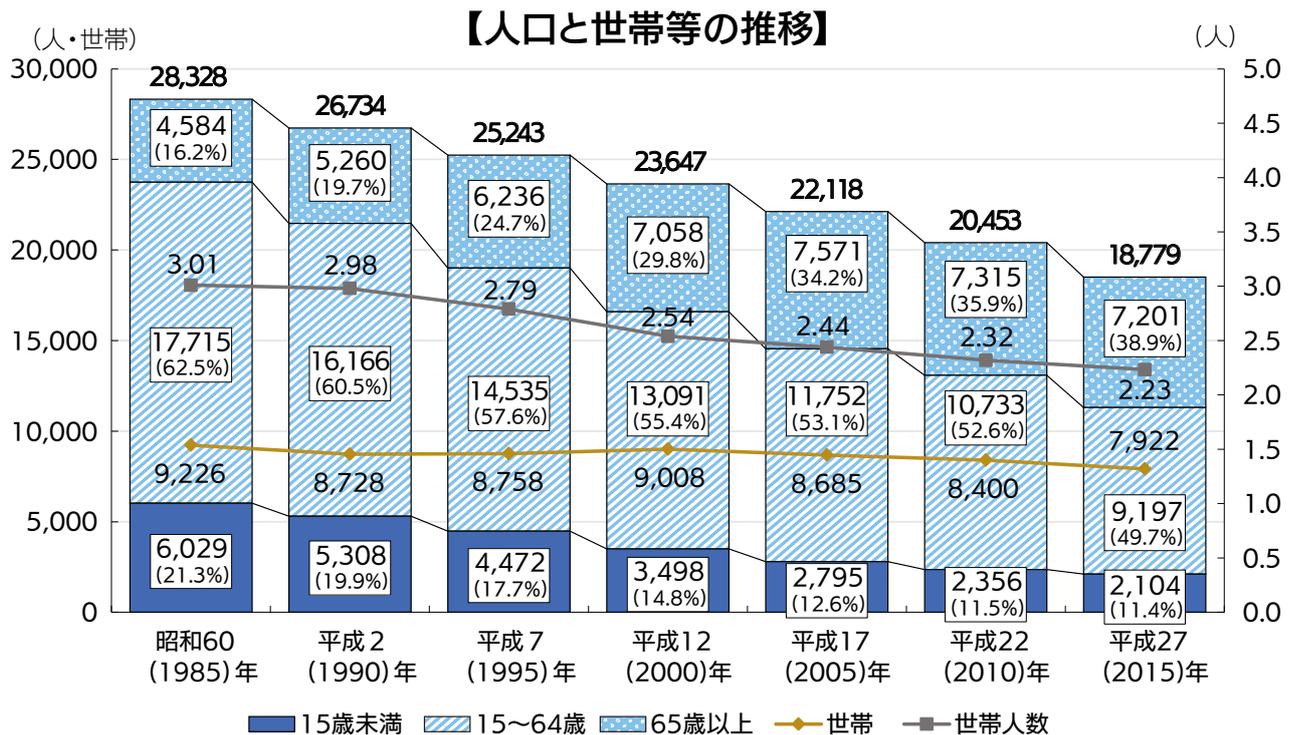
日本の総人口は平成20（2008）年の1億2,808万人をピークに減少に転じており、年少人口（0～14歳）・生産年齢人口（15～64歳）は減少、高齢者人口（65歳以上）は増加を続けています。平成29（2017）年7月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した出生中位推計の結果に基づけば、令和35（2053）年には1億人を割って9,924万人となり、令和47（2065）年には8,808万になるものと推計されています。

本市の総人口は、一貫して減少傾向で推移しており、国勢調査による平成27年現在の総人口は18,779人であり、2万人を割り込んでいます。昭和60年当時の人口と比べると、9,549人（33.7%）減少しています。

市の年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口、生産年齢人口ともに減少し続けています。年少人口は、平成27年には昭和60年と比べ、3,925人（65.1%）減少しています。また、生産年齢人口は、平成27年には昭和60年と比べ、8,518人（48.1%）減少しています。

高齢者人口は増加傾向で推移しており、平成27年には昭和60年と比べ、2,617人（57.1%）増加しており、高齢化率は38.9%と、全国平均の26.6%、宮崎県平均の29.5%を大きく上回っています。

世帯数も減少しており、世帯人数も減少していますが、高齢者のみの世帯、高齢者のひとり暮らし世帯は増加しています。



資料：各年国勢調査、総人口には年齢不詳を含む。世帯は一般世帯。

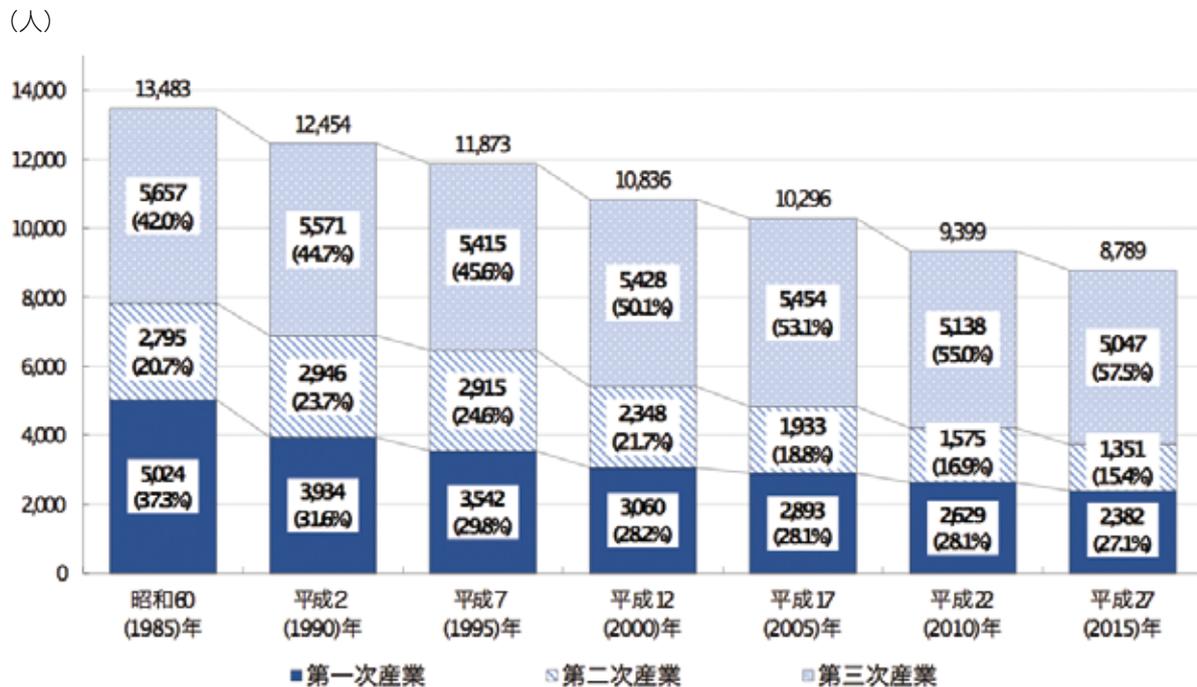
第2章 串間市の特性と課題

(2) 就業

就業者総数は、昭和60年から一貫して減少傾向にあります。

産業別では、第一次産業の就業人口は減少傾向にあり、第二次産業の就業人口も減少傾向、第三次産業の就業人口も全体としては減少傾向にあるものの構成比では増加しており、第一次・第二次産業から第三次産業への移行が見られます。

【就業者数の推移】



資料：各年国勢調査、就業者数には分類不能を含む。

3 市民の意識と期待

市民アンケートは、市民の皆様は、これまでの市の取組に対して評価をしていただくとともに、これからのまちづくりに対する考えをお聞きすることで、今後の市政運営の基礎資料とするために実施したものです。

調査対象	有効回収数／配布数	有効回収率
18歳以上の市民	839人／2,000人	42.0%

(1) 満足度の意識

「満足している」と「どちらかといえば満足している」を合わせた『串間市の施策に満足』は、「上水道の状況」が46.0%と最も高く、次いで、「ごみ処理・リサイクル等の状況」(44.4%)、「保健サービス提供体制の状況」(44.3%)、「消防・救急体制の状況」(38.1%)、「し尿処理の状況」(36.8%)などの順となっています。

また、「どちらかといえば不満である」と「不満である」を合わせた『串間市の施策に不満』は「医療体制の状況」が44.8%と最も高く、次いで、「観光振興の状況」(37.9%)、「道路の整備状況」(37.7%)、「商業振興の状況」(33.5%)、「公共交通機関の状況」(32.8%)などの順となっています。

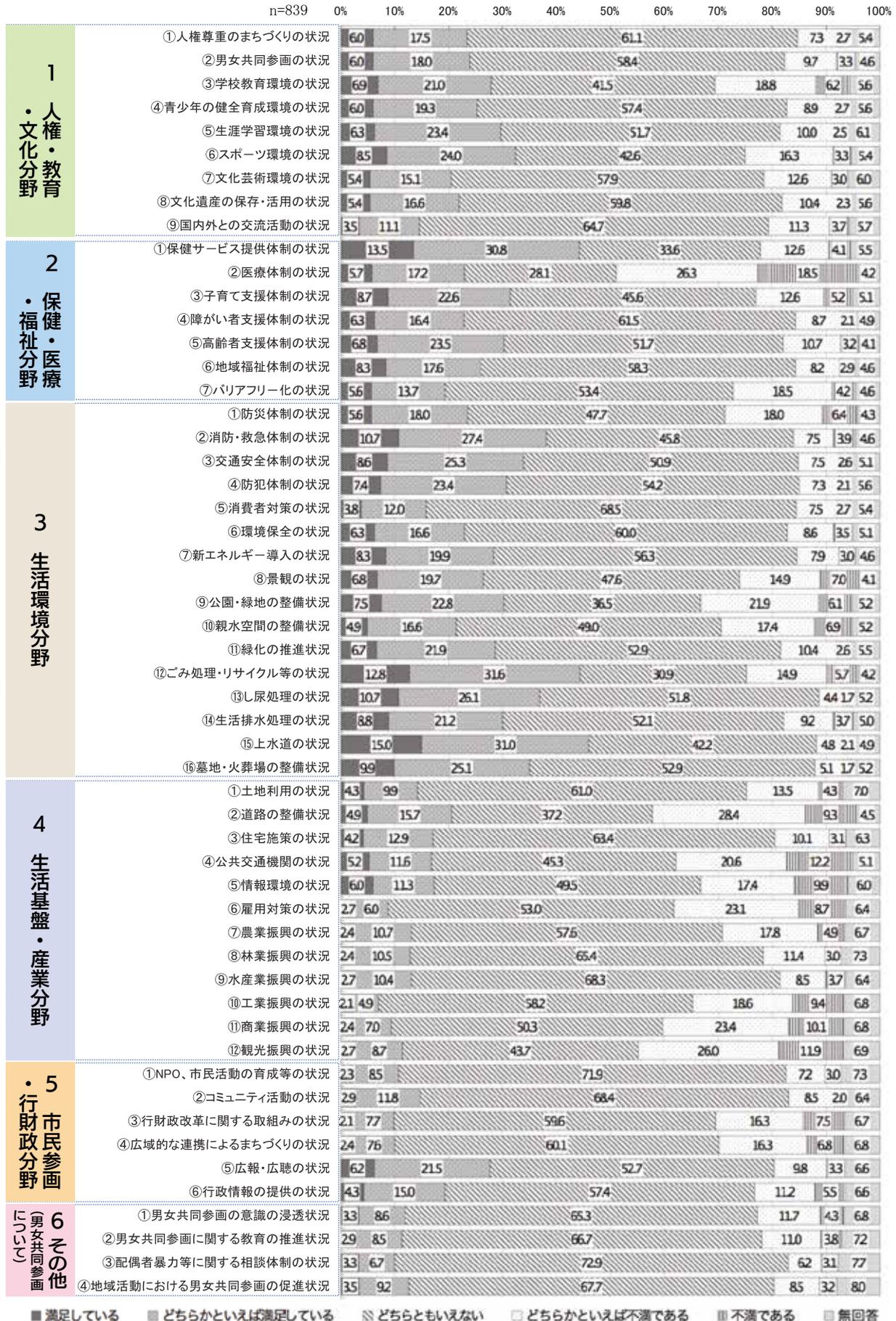
(2) 重要度の意識

串間市の現状に対する重要度について、「重視している」と「やや重視している」を合わせた『串間市の施策に重要』は、「医療体制の状況」が75.1%と最も高く、次いで、「保健サービス提供体制の状況」(68.5%)、「ごみ処理・リサイクル等の状況」(65.8%)、「消防・救急体制の状況」(63.1%)、「防災体制の状況」(62.6%)などの順となっています。

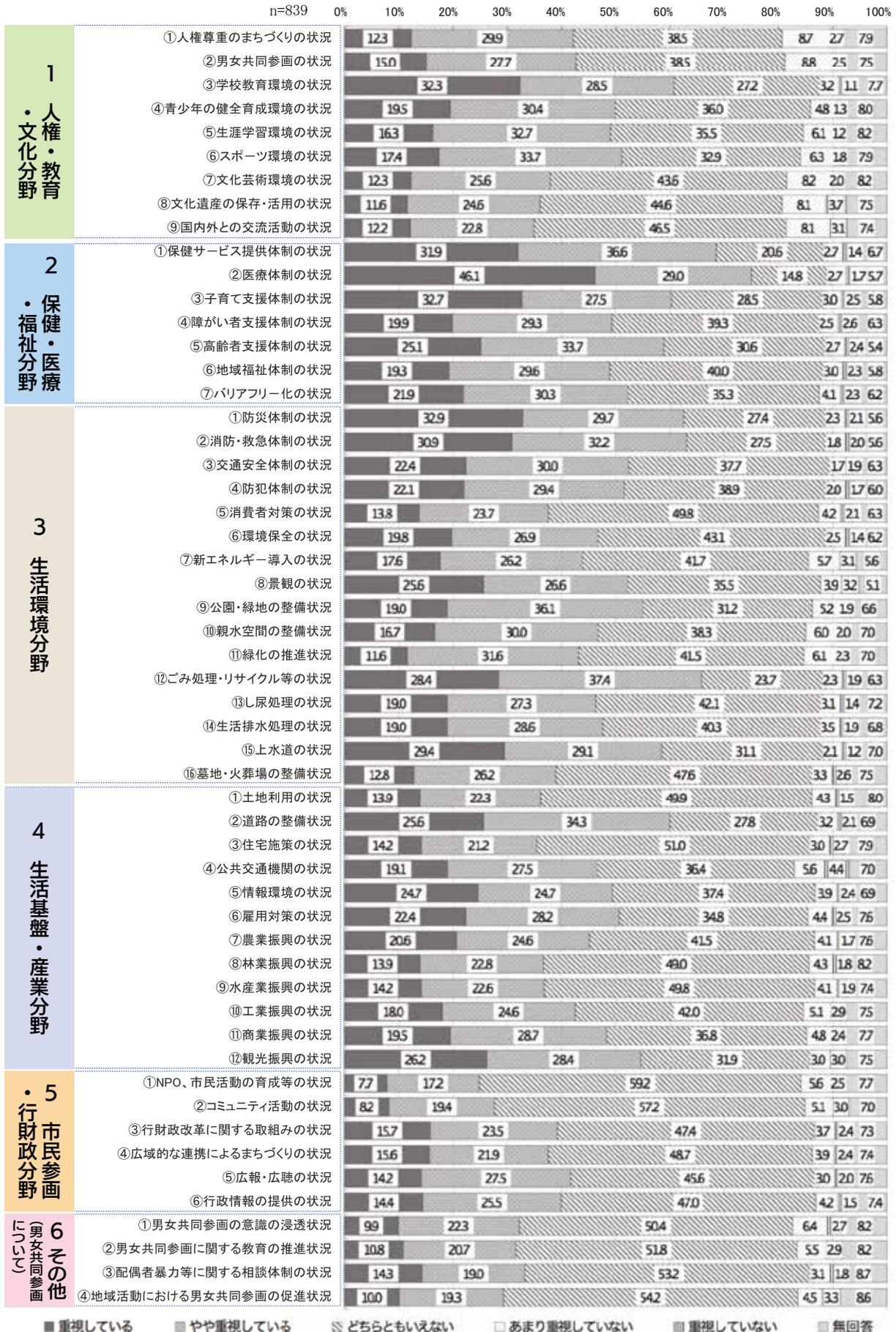
また「あまり重視していない」と「重視していない」を合わせた『串間市の施策に重要でない』は「文化遺産の保存・活用の状況」が11.8%と最も高く、次いで、「人権尊重のまちづくりの状況」(11.4%)、「男女共同参画の状況」(11.3%)、「国内外との交流活動の状況」(11.2%)、「文化芸術環境の状況」(10.2%)などの順となっています。

第2章 串間市の特性と課題

【施策ごとの満足度】



【施策ごとの重要度】



■ 重視している ■ やや重視している ≡ どちらともいえない □ あまり重視していない ■ 重視していない ■ 無回答

第2章 串間市の特性と課題

(3) 優先度の算出結果

満足度と重要度の分析結果を踏まえ、今後優先的に取り組むべき施策項目を抽出するため、前ページの評価点を偏差値に置き換えた満足度と重要度の相関（散布図）を作成しました。このグラフでは左上隅の「満足度評価最低・重要度評価最高」に近づくほど優先度が高くなり、右下隅の「満足度評価最高・重要度評価最低」に近づくほど優先度が低くなります。この散布図からの数量化による分析で優先度を算出しました。

この結果をみると、優先度の高い上位10項目は以下とおりです。

【優先度の高い上位10項目】

	令和2年調査		(参考) 平成30年調査	(参考) 平成28年調査
	施策項目	優先度		
1	2-②医療体制	31.05	2-②医療体制	4-⑫観光振興の状況
2	4-⑫観光振興の状況	16.30	4-⑫観光振興の状況	2-②医療体制
3	4-②道路の整備状況	16.12	4-②道路の整備状況	4-⑥雇用対策の状況
4	4-⑥雇用対策の状況	11.29	4-⑥雇用対策の状況	4-②道路の整備状況
5	3-①防災体制	10.41	4-⑩工業振興の状況	4-⑪商業振興の状況
6	4-⑪商業振興の状況	10.06	4-⑪商業振興の状況	4-⑩工業振興の状況
7	1-③学校教育環境	8.76	4-④公共交通機関の状況	3-①防災体制
8	4-⑤情報環境	8.17	3-⑧景観の状況	3-⑧景観の状況
9	4-⑩工業振興の状況	6.43	3-①防災体制	4-⑦農業振興の状況
10	4-④公共交通機関の状況 2-⑦バリアフリー化の状況	5.36	1-③学校教育環境	1-③学校教育環境

〈数値等の取り扱い・算出方法〉

1. 市民アンケートの数値について

- ① 比率は全て百分率（%）で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。従って、合計が100%を上下する場合があります。
- ② 基数となるべき実数は、“n=〇〇〇”として掲載し、各比率はnを100%として算出しています。
- ③ 複数回答については、1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問であり、従って、各回答の合計比率は100%を超える場合があります。
- ④ 文中、グラフ中の選択肢の文言は、一部簡略化してあります。
- ⑤ 本文中の“[]”内は[アンケートの回答項目]、“[]”内は[アンケートの回答項目を複数あわせて表示したもの]となります。

2. 優先度の算出方法について

- ① 散布図を作成するため満足度偏差値・重要度偏差値を算出する。
- ② ①で算出した偏差値から平均（中心）からの距離を算出する。
- ③ 平均（中心）から「満足度評価最低・重要度評価最高」への線と平均（中心）から各項目への線の角度を求める。
- ④ ③で求められた角度より修正指数を算出する（指数は、左上隅の「満足度評価最低・重要度評価最高」に近づくほど得点が高くなる。）。
- ⑤ ②で算出された平均（中心）からの距離と④で算出された修正指数から優先度を算出する。

第2章 串間市の特性と課題

4 串間市の発展課題

本市を際立たせる個性、時代の潮流、市民の意識と期待等を踏まえ、発展課題と将来像の基本理念につながるキーワードをまとめると以下のとおりです。

これからの発展課題1 市民力・地域力の向上による協働社会の構築

市民が“自ら考え、行動する力”を「市民力」と捉え、これらの市民力を結集することにより、地域の問題を自ら解決できる力や地域の魅力を創出する力（＝「地域力」）につながるものと捉えていくことが必要です。

このため、これからの時代を生き抜く地域力のある都市の創造を目指すため、情報の共有などによる「市政への市民参画」と地域コミュニティの育成・支援などによる「まちづくりへの市民参画」、そして、「協働体制の確立」に向けていくことが大切です。

また、市においても、スマート自治体の推進などをはじめ、コスト意識と効率的な行政運営、市民の信頼を得て協働のまちづくりのコーディネーターとなって取り組むことのできる職員の育成、そして、効果的に広域との連携を図っていくための行財政体制の整備が求められています。

さらに、本市のおかれている厳しい財政状況を認識しつつ、今後も、市民・市議会・行政による協働体制を強化していく必要があります。

→【目指すべき将来像】お互いの顔が見える協働のまちづくり

これからの発展課題2 助け合いの仕組みづくりと「生涯現役社会」の実現

本市においては、超高齢化が進んでおり、長寿化とも相まって、今後も高齢化率の上昇が見込まれます。超高齢化と長寿化によって、保健・医療・介護・福祉に係る負担の増加が予想されますが、介護・福祉については、担い手の不足が今後は深刻な状況になると懸念されます。

このため、健康寿命の延伸を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる環境づくりが求められるとともに、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加に対応して、コミュニティの活性化と地域共生社会の形成を図る自助、互助、共助、公助の仕組みづくりが求められます。

さらに、「生涯現役社会」の実現に向けて、学びを通じた高齢者の地域活動参画の促進や就労促進、障がいの特性に応じた就労支援の推進等により、地域の潜在的な担い手を掘り起こすとともに、長い生涯を健康で元気に過ごすことができるよう保健・医療・福祉の連携によるきめ細かな健康づくりの充実等が求められています。

→【目指すべき将来像】ともに生き、生涯活躍するまちづくり

これからの発展課題3 人を呼び、住みたくなるまちづくりの実現

本市では、少子化の進行と進学や就職による若年層の市外流出が人口減少の大きな要因となっています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による「新たな日常」への転換を契機とし、都市部からのテレワーク移住や事業所の地方移転、ワーケーションの推進など新しい働き方・生活スタイルを提案し、地方にこそチャンスがあるという条件を整備し、就労機会の拡充と人材の育成を図る必要があります。

さらに、将来にわたってまちが継続・発展するためには、出生数の維持が大きな課題となります。少子化の原因は、親に相当する年齢の人口の減少、未婚率の増加等、複合的な要因を含んでいますが、子どもを産み、育てたいと思う環境づくりを地域が一体となって進めていくことが必要となります。

人口減少を和らげるため、結婚、出産、子育ての希望をかなえ、子育て環境、教育環境、そして、生活面の充実を図るとともに、文化や歴史、街並み等を生かした「暮らしやすさ」を追求し、地方の魅力を育み、ひとが集う、交流人口の拡大、ひとを呼び込む地域構築のため、若者ニーズに即した施策・事業を重点的に推進し、若者が住みたくなるまちづくりの実現を目指す必要があります。

→【目指すべき将来像】若者が住みたい多様性のある魅力的なまちづくり

これからの発展課題4 人口減少の中でも力強い地域経済の確立

本市は、農業をはじめ、林業、水産業といった第一次産業を基幹産業として発展してきました。しかし、一方では、農業離れや農地・林地の荒廃、魚価の低迷等があり、これに伴いまちの活力も停滞してきています。

そのため、農業が活力を取り戻し、魅力ある成長産業にしていくため、環境保全型・循環型農業の一層の推進や消費者の視点を大切に、農業者が経営マインドを持って収益の向上に取り組む環境を創り上げ、農地の集約等による生産コストの低減等を通じた所得の向上や安定した流通の確保を進める必要があります。

また、地域の持続性を高めるため、6次産業化などの複合的な経営を推進するとともに、農作業の効率化や省力化による生産性の向上等に向けて、スマート農業を推進することも大切です。

林業では、森林の有する多面的機能を保つことにより、地球温暖化防止対策に取り組むため、再造林を推進など循環型林業に取り組んでいきます。

漁業では、「つくり、育て管理する」漁業をはじめ地産地消の推進等を図るとともに、所得の増加や担い手の確保にもつながる新たな振興施策にも取り組んでいく必要があります。

第2章 串間市の特性と課題

また、引き続き企業誘致を進め、地域の活性化と雇用の確保を図る必要があります。

さらに、地域商業者を中心に、道の駅を核とした拠点性が高く、かつ地域に密着した商店街振興策の推進も必要です。

これら本市が競争力を有する農業や食などの産業の振興、外貨を稼ぐ観光の振興、市内での起業の促進等を図り、競争力と高い付加価値を有し、「稼ぐ産業」を育成・強化して、交流人口・関係人口の拡大により、人口減少の中でも力強い地域経済の確立を図ることが必要です。

→ **【目指すべき将来像】 地域経済の発展に創造性を発揮するまちづくり**

これからの発展課題5 東九州自動車道の活用と安全性の向上

東九州自動車道においては、平成31年4月に本市区域初となる「奈留IC（仮称）～串間IC（仮称）～夏井IC（仮称）」が事業化され、全線開通に向け、大きく前進しました。今後、未整備区間の早期整備と一般国道である国道220号・448号をはじめとする道路整備の充実、市道の整備と市街地環境整備を含めたコンパクトシティ化等に努めて、生活の利便性・快適性の一層の向上を図る必要があります。

近年、全国的に続く集中豪雨等の大規模な自然災害や子どもや高齢者を狙った悪質な犯罪、交通事故や食への不安の増加、消費者保護の必要性等が懸念されることから、市民の安全・安心を求めるニーズは急速に高まっています。互いに助け合い、見守り合う地域の再生・強化や防犯体制の充実等を図って、安全・安心なまちづくりの構築を目指す必要があります。

→ **【目指すべき将来像】 安全で持続的に発展するまちづくり**

これからの発展課題6 環境未来都市の形成・確立

世界的にもエネルギー問題や地球温暖化対策に注目が集まる中、本市は、令和2年12月にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロを実現する環境未来都市を目指すことを掲げました。本市では、エネルギー施策をはじめ、脱温暖化対策や様々な環境施策に取り組んでいます。今後は、地域資源を活用した再生可能エネルギーの一層の活用やエネルギーの効率的な利用を図り、それらを組み合わせた自立分散型エネルギーシステムを構築するなど環境にやさしいまちづくりをより一層進めることが必要です。

これに加えて、自然環境の保全・監視活動の充実に努めるとともに、ごみの減量化やリサイクルの推進、環境に配慮した生活スタイルの普及、エコツーリズムの推進や資源循環型のまちづくりを進めて、環境未来都市の形成・確立に努める必要があります。

→ **【目指すべき将来像】 環境未来都市に挑戦するまちづくり**

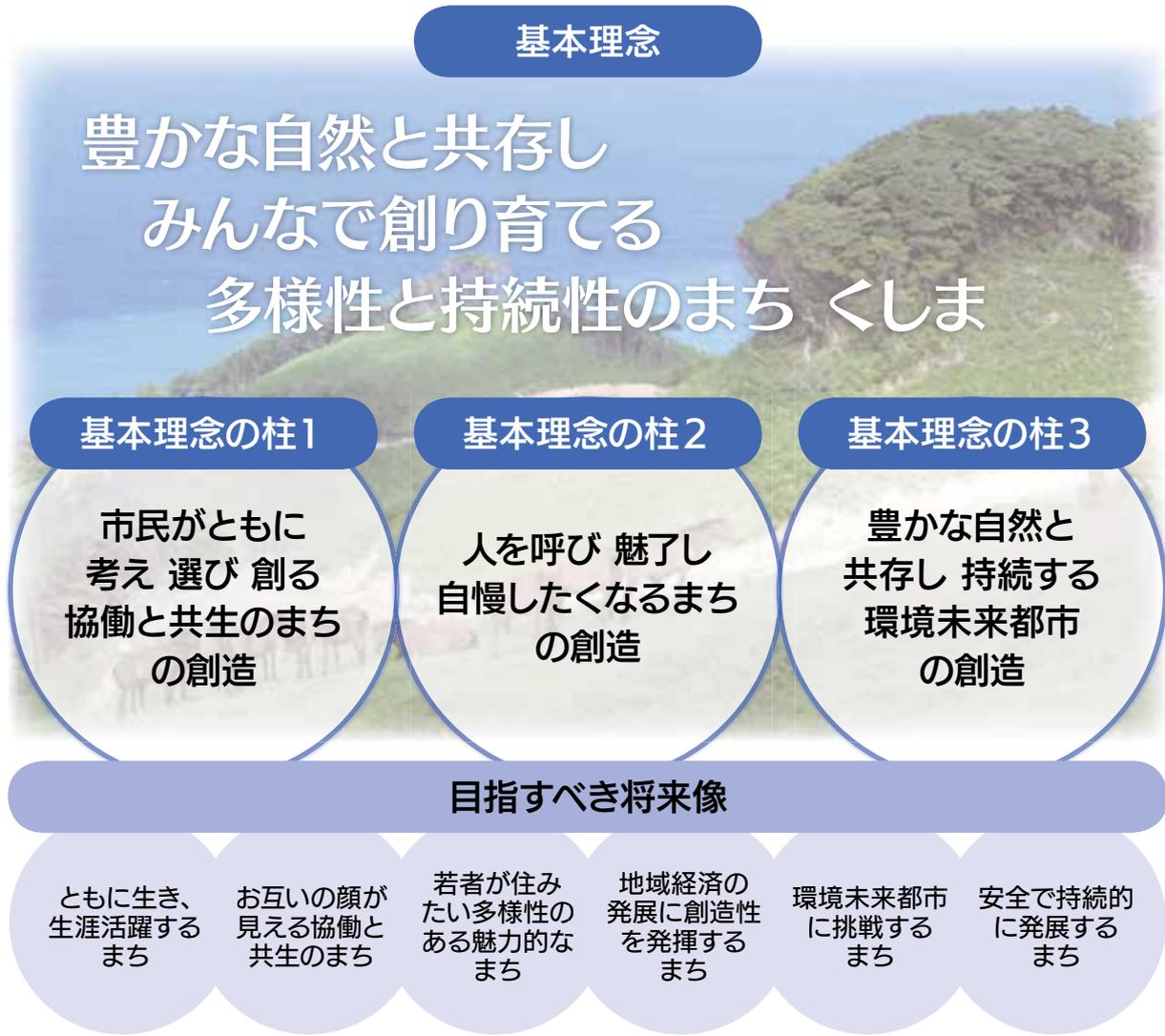
第2部 基本構想



第1章 串間市の将来像

1 まちづくりの基本理念

第1部の総論を踏まえ、新しいまちづくりの将来像と基本理念を以下のとおり定め、まちづくりの全ての分野における基本的な考え方とします。



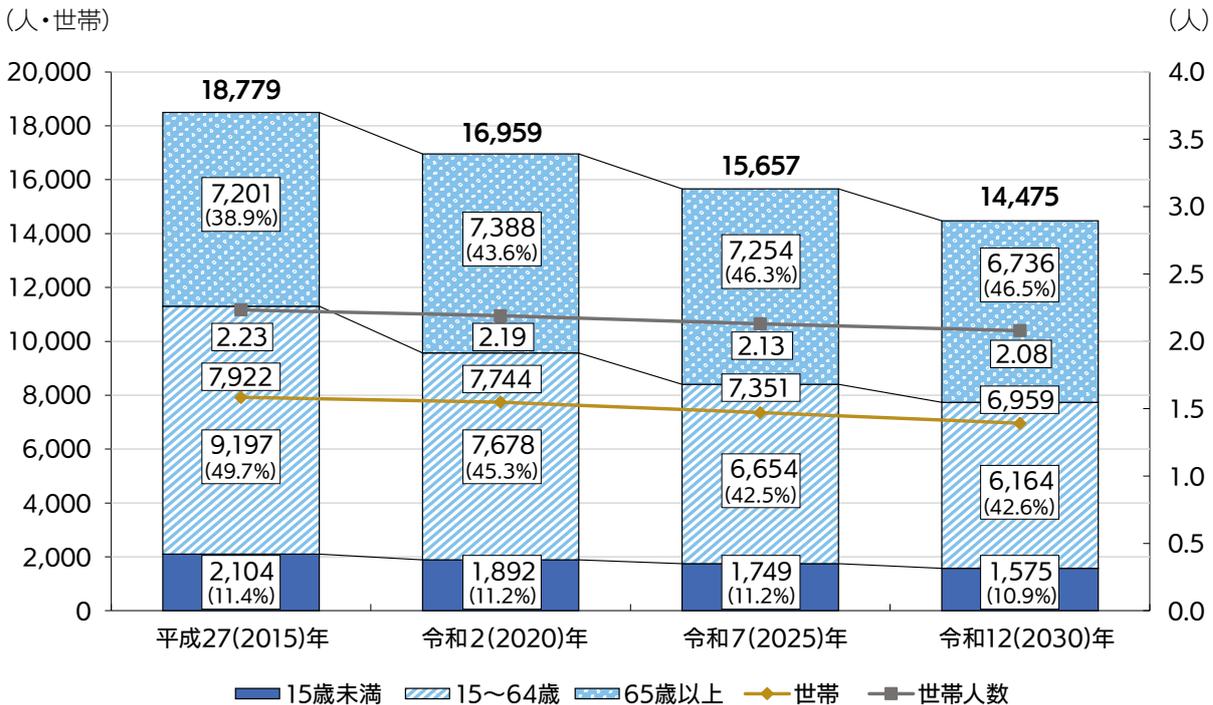
人口減少による負のスパイラルに陥らないよう、発展課題に対応した「挑戦」「多様性」「連携」「地域共生」「持続性」「創造性」をキーワードとした目指すべき将来像から基本理念を定め、くしまスタイルのまちをつくりだします。

2 将来人口の推計

本市の将来人口については、第2期人口ビジョンによる目標にあてはめ、その推計によると、令和12年で14,475人程度になると考えられます。

また、世帯数、世帯人数とも減少傾向で推移します。

【将来人口の推計】

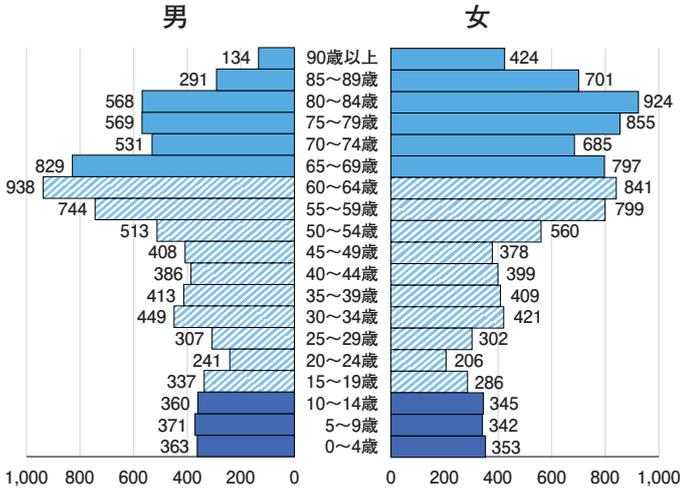


資料：平成27年は国勢調査、総数には年齢不詳を含む。

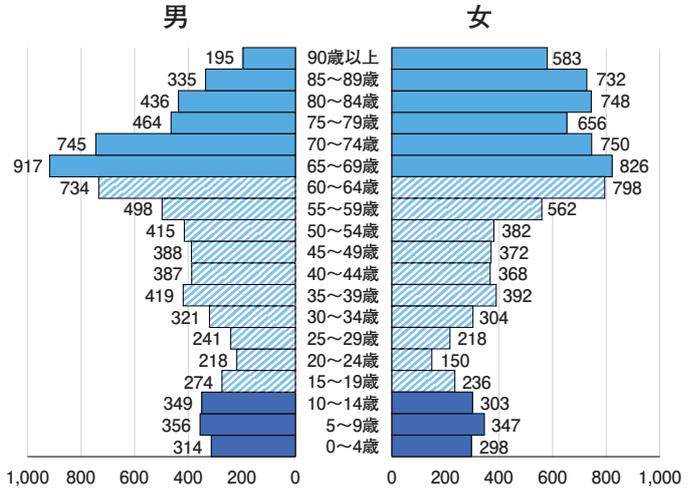
第1章 串間市の将来像

【人口ピラミッド】

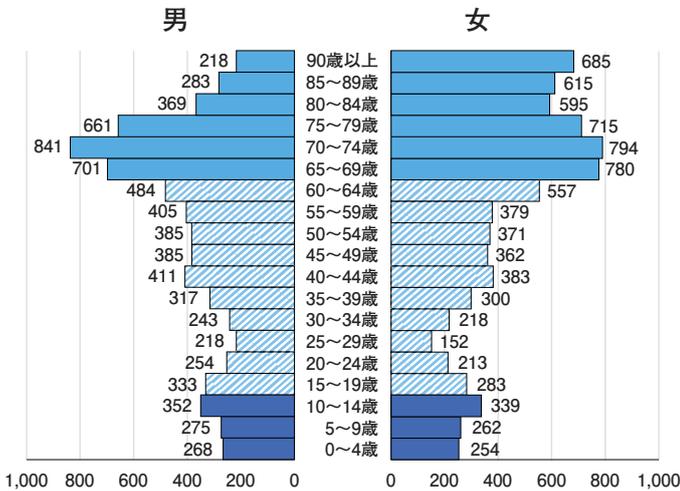
【平成27(2015)年】



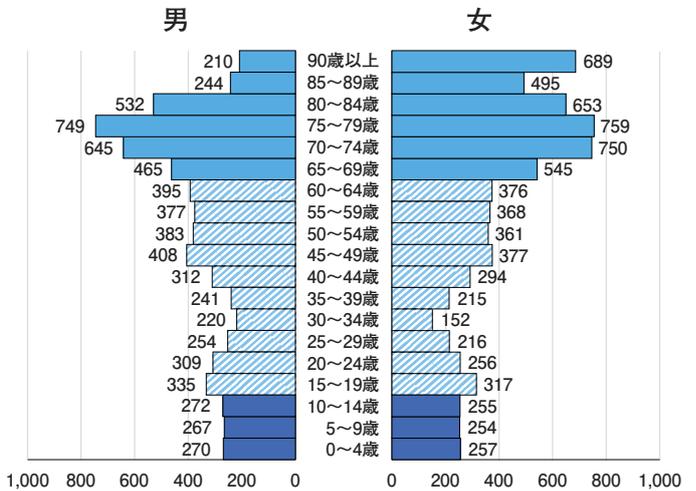
【令和2(2020)年】



【令和7(2025)年】



【令和12(2030)年】



3 将来就業人口の推計

就業構造の推計では、人口の減少により就業者数も減少していきます。

【就業者数の推移】



資料：平成27年は国勢調査、総数には分類不能を含む。

第1章 串間市の将来像

4 土地利用の方針

土地は、限られた資源であるとともに、市民の生活や産業経済活動等のあらゆる活動の共通の基盤となるものであり、その利用のあり方は、まちの発展や市民生活の向上と深いかかわりを持ちます。

目指す目標と将来像の実現に向けて、合理的、計画的なまちづくりが進められるよう、主要区域の土地利用にかかわる基本的な考え方を次のように定め、市民がいきいきと快適に暮らすことができる舞台の提供を図ります。

土地利用の基本方針

- ① 水と緑の豊かな自然環境の保全
- ② 貴重な歴史資源・景観の保全
- ③ うるおいのある住環境・生活空間の確保
- ④ にぎわいのある中心市街地の形成
- ⑤ 農林水産業と商工業の調和のとれた産業基盤の確立
- ⑥ ネットワーク化された道路・交通体系の確立
- ⑦ 地域相互の連携とバランスのとれた土地利用の推進

この基本方針を踏まえ、本市における土地利用について4つのゾーンに区分し、これらを結ぶ基幹的道路体系の整備と合わせて次のような土地利用を進めます。

【都市活動形成ゾーン】

JR串間駅を中心とし、公共施設や商業施設から住宅地と混住する地域に至る一帯を「都市活動形成ゾーン」と位置付け、道の駅の整備、公共施設・事業所・商業施設機能の充実、都市計画道路や幹線道路、公園施設、防災拠点などの社会資本整備や都市基盤整備等を推進し、住む人と訪れる人がふれあうにぎわいのある良好な市街地・事業所・商業環境の創出、誘導に努めます。

【農住共生ゾーン】

用途地域の商業系及び工業系用途地域を除いた区域は、概ね低層住宅を主体とした市街地となっています。良好な住宅地としての環境保全、生活道路の改善など住みよい環境の形成に取り組みます。

用途地域外のある程度まとまりのある住宅市街地や集落地区は、それぞれ特有の集落景観や地域コミュニティなどの状況を踏まえ、生活道路や農道の整備など、住宅環境の維持・保全に取り組みます。

【自然緑地ゾーン】

農林業・農山漁村地区のまとまりのある優良農地については、長期的保全に努めて基盤整備等を進め、生産性の高い農林産物生産地の形成を図ります。山間集落や漁村集落などの農林水産業環境と共存する集落形態を有する地区については、生活基盤整備等を計画的に推進し、自然と共生する農山漁村定住地区として良好な居住環境の誘導・形成に努めます。

また、山間地域と福島川をはじめ、善田川、本城川、市木川などの河川流域は、生態系の保全、森林づくりに努めることとします。また、循環林業の振興や観光資源としての活用のための整備を推進します。

【海域保全・活用ゾーン】

本市には、海岸域を中心に観光資源などがあり、この活用のため、中心市街地を核として、各観光施設を有機的に結ぶ道路のネットワークを明確にし、施設案内板の設置や道路や沿道景観などを含めた魅力的な空間の形成を図るとともに、海岸・海洋域の保全に努めます。

【東九州自動車道 I C を活用した土地利用】

工業系用途地域は、南側に中央第一地区土地区画整理事業を行った準工業地域があり、また、福島川を挟んで工業専用地域が指定されています。さらに、福島港には臨港地区(準工業地域)、用途地域の北側の用途地域外には、上ノ城工業団地があります。

東九州自動車道及びICの整備により広域交通機能が向上することを契機と捉え、当面は、ICと用途地域内の工業系用途地域や工業団地とを有機的にネットワーク化する道路整備を進め、未利用地を活用し円滑な企業誘致の推進に取り組みます。

第1章 串間市の将来像

【将来の都市構造図】



第2章 将来像実現のための基本目標

1 施策の体系

将来像の実現に向けて、新たなまちづくりの基本目標（6つの施策の柱）を次のとおり設定します。

基本目標		施策
基本目標1	多様なひと 考え方が尊重され 想いをかたちにする くしま ～市民活動・行財政分野	1-1 市民主体のまちづくりの推進
		1-2 男女共同参画・人権尊重社会の形成
		1-3 自治体経営の推進
基本目標2	ともに寄り添い 支え合い 自分らしく活躍する くしま ～保健・医療・福祉分野	2-1 保健・医療の充実
		2-2 地域福祉の充実
		2-3 高齢者福祉の充実
		2-4 障がい者福祉の充実
		2-5 子育て支援の充実
		2-6 社会保障の充実
基本目標3	まなび 育み 夢叶え 未来へ翔びたつ くしま ～教育・文化分野	3-1 学校教育の充実
		3-2 生涯学習・生涯スポーツ社会の確立
		3-3 青少年の健全育成
		3-4 地域文化の継承・創造
基本目標4	つくり そだてる 交流と魅力あふれるまち くしま ～産業振興分野	4-1 農林水産業の振興
		4-2 商工業・地場産業等の振興
		4-3 観光・交流活動の振興
		4-4 雇用・勤労者対策の充実
基本目標5	みんながつながり 安心と安全 スマートなまち くしま ～生活基盤分野	5-1 道路・交通ネットワークの整備
		5-2 スマートシティの推進
		5-3 住宅・市街地の整備
		5-4 交通安全・防犯体制の充実
		5-5 消防・防災・救急体制の充実
		5-6 消費者対策の充実
基本目標6	豊かな自然の恵みと共存し 持続するまち くしま ～環境保全分野	6-1 エネルギー施策の総合的推進
		6-2 生活環境の整備
		6-3 上下水道の整備
		6-4 公園・緑地の整備及び水辺の保全
		6-5 景観の保全・形成及び土地利用

第2章 将来像実現のための基本目標

基本目標 1 多様なひと 考え方が尊重され 想いをかたちにする くしま

～市民活動・行財政分野

■□施策の体系□■

基本目標		施 策
基本目標 1	多様なひと 考え方が尊重され 想いをかたちにする くしま ～市民活動・行財政分野	1-1 市民主体のまちづくりの推進
		1-2 男女共同参画・人権尊重社会の形成
		1-3 自治体経営の推進

■□施策の方向□■

急激な少子超高齢化に伴い、生産年齢人口の減少、社会保障費の増加に伴う厳しい財政状況が見込まれるとともに、公共施設の老朽化対策など、今後乗り越えなければならない課題が現れてきます。

また、過疎化の進行や近隣関係の希薄化などコミュニティの変容も見られることから、地域住民が自ら考え行動するコミュニティ活動を基本に、目的型コミュニティの形成も含めて新しい地域づくりを支援します。

全ての人々が活躍できる社会の実現に向けて、市民、事業者、関係団体、行政等が一体となり、男女が性別にとらわれずそれぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画の環境づくりを継続して推進します。

さらに、広報紙や講演会などの充実による人権意識の高揚を図るとともに、地域、行政機関、各種団体、学校などが一体となって人権を尊重する社会づくりに努めます。

また、市民は、その一人ひとりが社会生活の様々な場面で、市政に参加する権利を有し、それぞれが必要な行政サービスを受け一方で、それぞれの行動や発言に責任を負い、負担を引き受けていく必要があります。

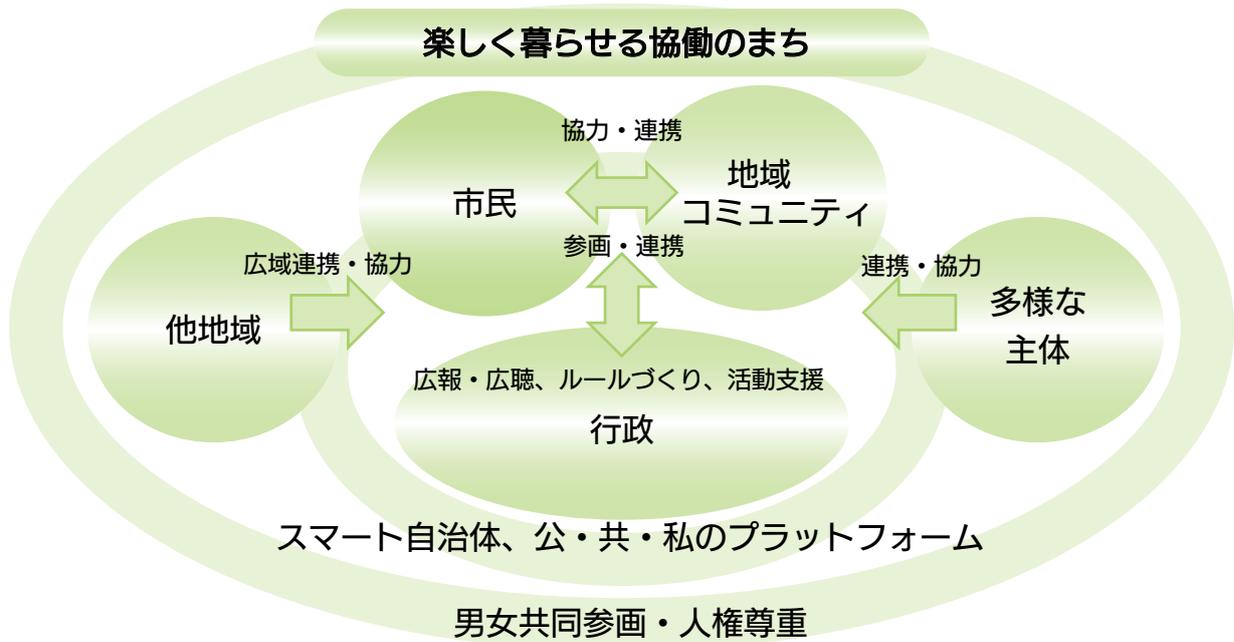
市民の責任ある行動の実現のためには、行政は市民の意見や提案を総合的かつ客観的に整理・評価し、そのうえで、それらを具体的な政策としてまとめ、実行していくように努めます。

そして、行政は自らの行財政のあり方をつねに点検・評価し、見直しを進める必要があるとともに、市民による社会生活上のネットワークづくり・ルールづくりにコーディネーターとして積極的にかかわっていき、その活動を支えるという、柔軟性と適応性のある行政のあり方を模索していきます。

さらに、広報紙、ホームページなどをはじめ、ソーシャルメディア、デジタル技術を活用した広報活動の充実・強化による積極的な情報公開や広聴活動の促進を図ります。

また、スマート自治体づくりを基本に、広域的連携も考慮しつつ、計画的かつ効率的な将来を見据えた持続可能な行財政運営と総合計画の推進体制を確立します。

■施策の連関■



多様な主体と連携して行う市民活動や地域活動を基本として、行政は、それらの活動を支えるプラットフォームとしてルールづくりや活動の支援を行い、楽しく暮らせる協働のまちを目指します。

第2章 将来像実現のための基本目標

基本目標 2 ともに寄り添い 支え合い 自分らしく活躍する くしま

～保健・医療・福祉分野

■□施策の体系□■

基本目標		施 策
基本目標 2	ともに寄り添い 支え合い 自分らしく活躍する くしま ～保健・医療・福祉分野	2- 1 保健・医療の充実
		2- 2 地域福祉の充実
		2- 3 高齢者福祉の充実
		2- 4 障がい者福祉の充実
		2- 5 子育て支援の充実
		2- 6 社会保障の充実

■□施策の方向□■

健康であることは社会生活の基本であり、自らの健康は自らで守ることを基本としつつ、これまで作り上げてきた健康管理体制の活用を基本としながら、全ての市民が元気で健康に暮らすための健康づくりと食育を推進します。

また、安心して生活できるようにしていくために、いつでも十分な医療等が受けられる体制の整備を図ります。

さらに、支え合いと助け合いの社会実現のために保健・医療・福祉関係団体をはじめ、各種産業団体やコミュニティ団体等との連携を強め、全市的な地域福祉のネットワーク化を図ります。

急速に超高齢化が進行していく中で、高齢者が尊厳をもって暮らせる社会の実現を目指し、地域包括ケア体制の深化等に向けた取組をはじめ、全ての市民が、人生100年時代にふさわしい、健康寿命の延伸を図る、健康で自分らしい豊かな暮らしが送れる健康都市づくりを進めます。

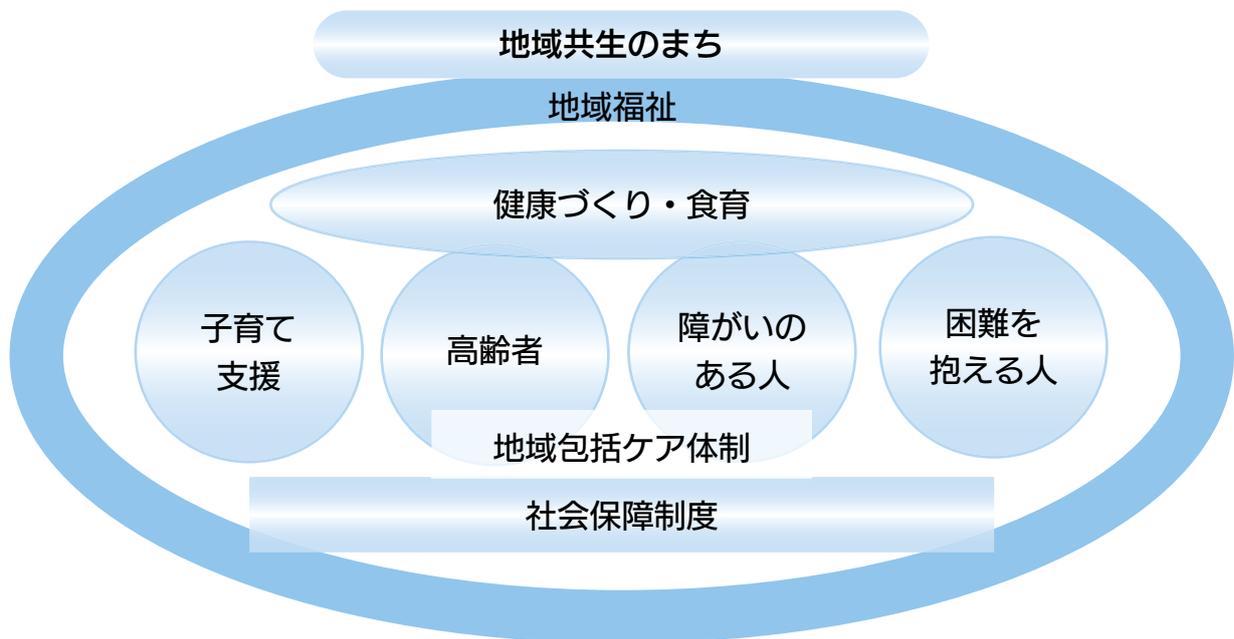
また、年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、誰にも一人ひとりの役割があり、自分ができることで地域社会の一員として役に立ち、支え合うことができる社会づくりを目指します。そして、市民・地域・行政が連携した「生涯をつうじて活躍できるまち」、「子どもと高齢者の交流のあるまち」の実現を図ります。

急速な少子化や人口減少により、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てへの経済的・将来的な不安感や孤立感を抱いている家庭が多くなってきています。また、働き方改革の推進や幼児教育・保育の無償化によって、子ども・子育てを取り巻く環境は更に変化してきています。少子化への対応や女性の社会進出に伴う低年齢児からの保育需要の高まりを踏まえ、子育てに寄り添う教育・保育事業の量と質及び子育て支援施策の充実を目指します。

また、安心して子どもを産み育てることのできる環境、そして、地域社会全体で子どもの成長を支え合う環境の整備を図るとともに、子育て世代の経済的負担軽減や子育て環境の充実など、ニーズに合った柔軟な対応を行います。

国民健康保険や国民年金制度、介護保険制度などの周知徹底を図るとともに、制度の健全な運営とサービスの維持に努めます。

■□施策の連関□■



市民の健康づくりを基本に、地域包括ケア体制による重層的支援を進め、地域福祉を充実して、地域で共生できるまちを目指します。

第2章 将来像実現のための基本目標

基本目標 3 まなび 育み 夢叶え 未来へ翔びたつ くしま

～教育・文化分野

■□施策の体系□■

基本目標		施 策
基本目標 3	まなび 育み 夢叶え 未来へ翔びたつ くしま ～教育・文化分野	3- 1 学校教育の充実
		3- 2 生涯学習・生涯スポーツ社会の確立
		3- 3 青少年の健全育成
		3- 4 地域文化の継承・創造

■□施策の方向□■

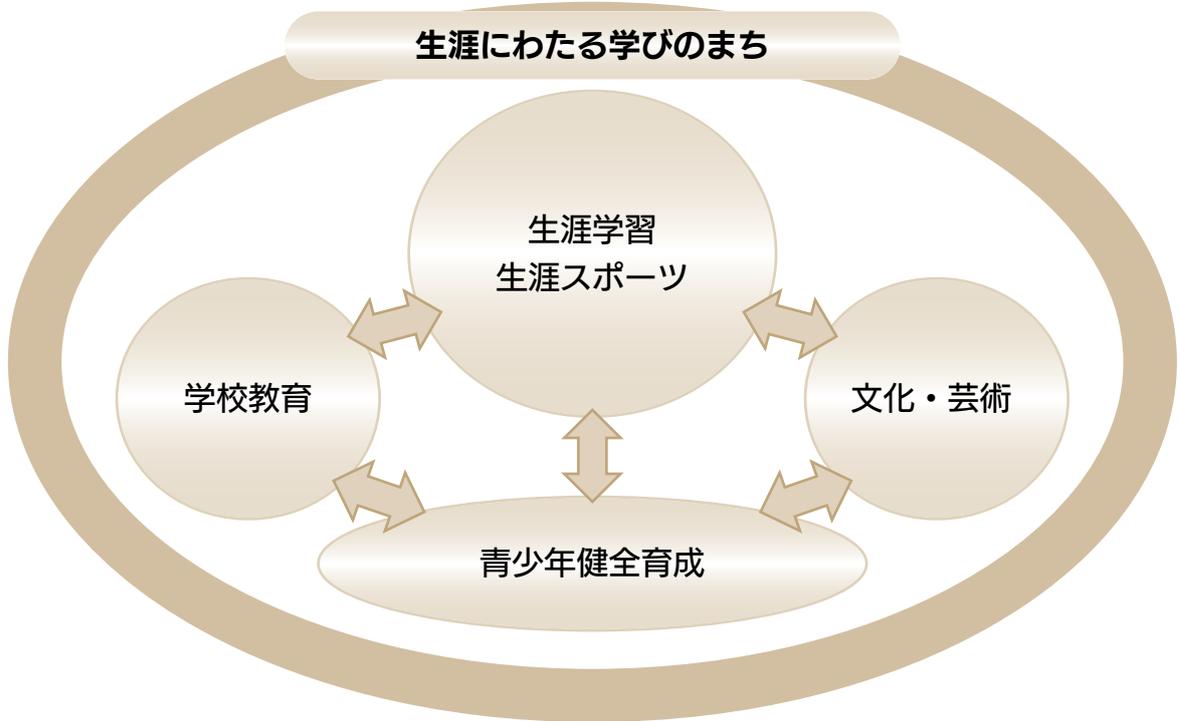
本市には豊かな自然や歴史、文化、産業など多様な資源があります。これらを次の世代に受け継ぎ、更に魅力的な地域として発展していくためには、様々な学習機会のなかでそれらを活用していくことが必要です。

学校教育では、小・中・高一貫教育を更に重点化・深化させ、また学校と家庭、地域が一体となった教育環境のなかで学力の向上を図るとともに、ふるさとを愛し、自ら学ぶ意欲と活力に満ちた児童・生徒の育成を図っていきます。また、デジタル化社会への動きに対応できるよう、ICT環境の充実を図り、変化の速い新たな時代を生き抜くための教育にも努めます。

そして、地域の人材による多様な学習機会を提供し、地域の伝統文化の伝承や農林水産業等の体験学習等を地域ぐるみで推進していきます。更に、児童・生徒が安全で安心して学校生活を送ることができるよう学校施設の適切な維持に努め、老朽化対策や長寿命化を図るための計画的な整備を進めます。

生涯学習では、多世代間の交流をとおして地域の伝統文化を継承し、地域住民のふれあい・交流のためのスポーツ・レクリエーション活動の充実と文化・芸術などの活動を深化させ、まちの魅力と活発な住民活動を高めていきます。

■□施策の連関□■



小中高が連携することで特色ある学校教育に取り組み、生涯学習・生涯スポーツの推進を図ることで、全ての世代が学べるまちを目指します。

第2章 将来像実現のための基本目標

基本目標 4 つくり そだてる 交流と魅力あふれるまち くしま

～産業振興分野

■□施策の体系□■

基本目標		施 策
基本目標 4	つくり そだてる 交流と魅力あふれるまち くしま ～産業振興分野	4- 1 農林水産業の振興
		4- 2 商工業・地場産業等の振興
		4- 3 観光・交流活動の振興
		4- 4 雇用・勤労者対策の充実

■□施策の方向□■

次世代に串間市を継承していくためには、活力ある経済を維持し、持続的に発展していく必要があります。しかし、本市の基幹産業である農林水産業においては、後継者不足や従事者の高齢化、農林水産物の価格の下落への懸念、設備投資による経営圧迫など、農林水産業の経営存続が危惧されます。

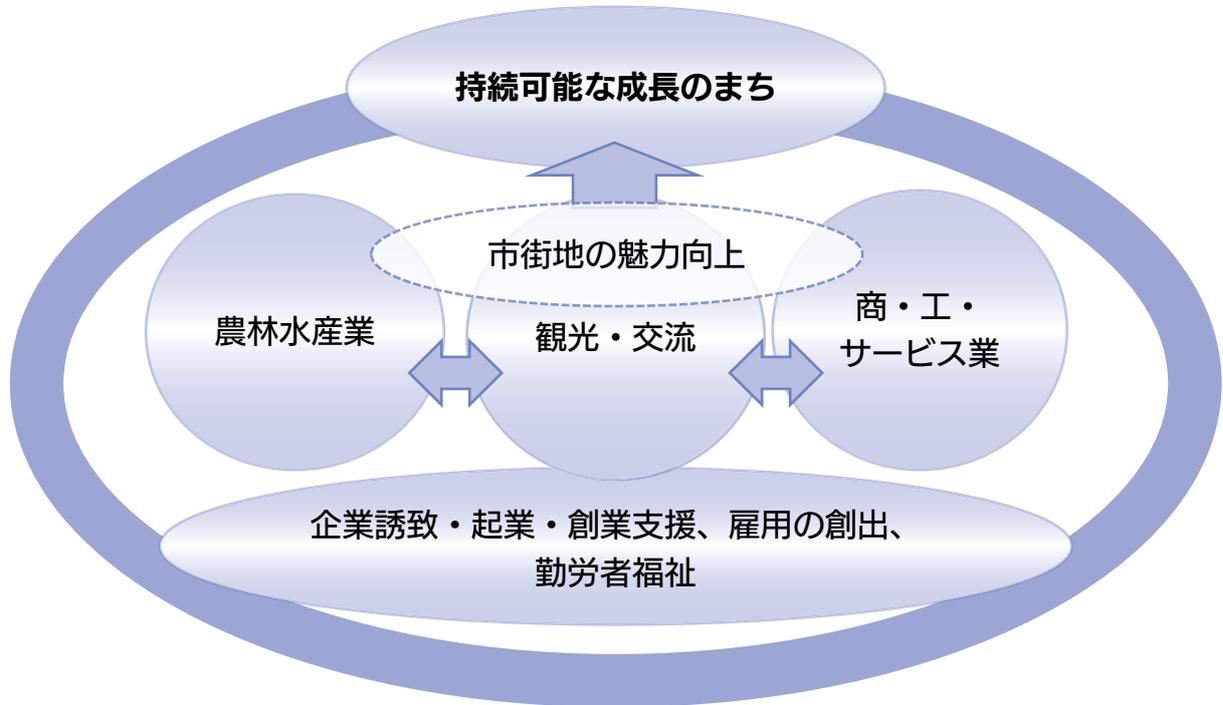
このような状況の中、農林水産業は、これからも本市振興にとって重要な産業であり、引き続き、生産基盤の充実や多様な担い手の育成、「つくり、育て管理する」漁業の振興、農水産物加工・販売体制の整備、都市・消費者との交流の促進をはじめ、環境変化に即した多様な振興施策を一体的に推進し、農林水産業の維持・高度化を図ります。

また、商工業においては、道の駅をはじめ道路整備や基盤整備と連動した商店街の再生を図るとともに、企業誘致や地場産業の振興など工業支援施策の強化を促進し、商業経営の近代化、電子商取引の推進、事業承継や起業・創業に対する相談・支援等を商工会議所と連携して取り組みます。

さらに、豊かな自然や伝統文化、各種スポーツ・文化施設等を活用した観光・交流機能の拡充等に努め、新しい地域活性化の主要な手段として、第一次産業とも連動した観光・交流活動を活発化させ、地域性に即した活力ある産業構造の再構築を進めます。そして、市外からの外貨を稼いで市内・地域で循環させる経済の確立、観光やものづくりなど新しい価値観による産業の創出と学卒者との就業のマッチングを進めるとともに、移住・定住の推進、関係人口の創出に努めます。

雇用対策については、優良企業の誘致を継続するとともに、勤労者福祉の充実に努め、活発な産業活動や企業誘致などによる雇用の確保と人を呼び込む仕組みづくりを図ります。

■□施策の連関□■



市街地の魅力向上を起点にして、産業の振興と雇用の確保を図り、持続的に発展するまちを目指します。

第2章 将来像実現のための基本目標

基本目標 5 みんながつながり 安心と安全 スマートなまち くしま

～生活基盤分野

■□施策の体系□■

基本目標		施 策
基本目標5	みんながつながり 安心と安全 スマートなまち くしま ～生活基盤分野	5-1 道路・交通ネットワークの整備
		5-2 スマートシティの推進
		5-3 住宅・市街地の整備
		5-4 交通安全・防犯体制の充実
		5-5 消防・防災・救急体制の充実
		5-6 消費者対策の充実

■□施策の方向□■

東九州自動車道の未整備区間や広域的なアクセス道路の整備を促進するとともに、計画的な市道の整備を推進し、公共交通網の利便性を高めます。

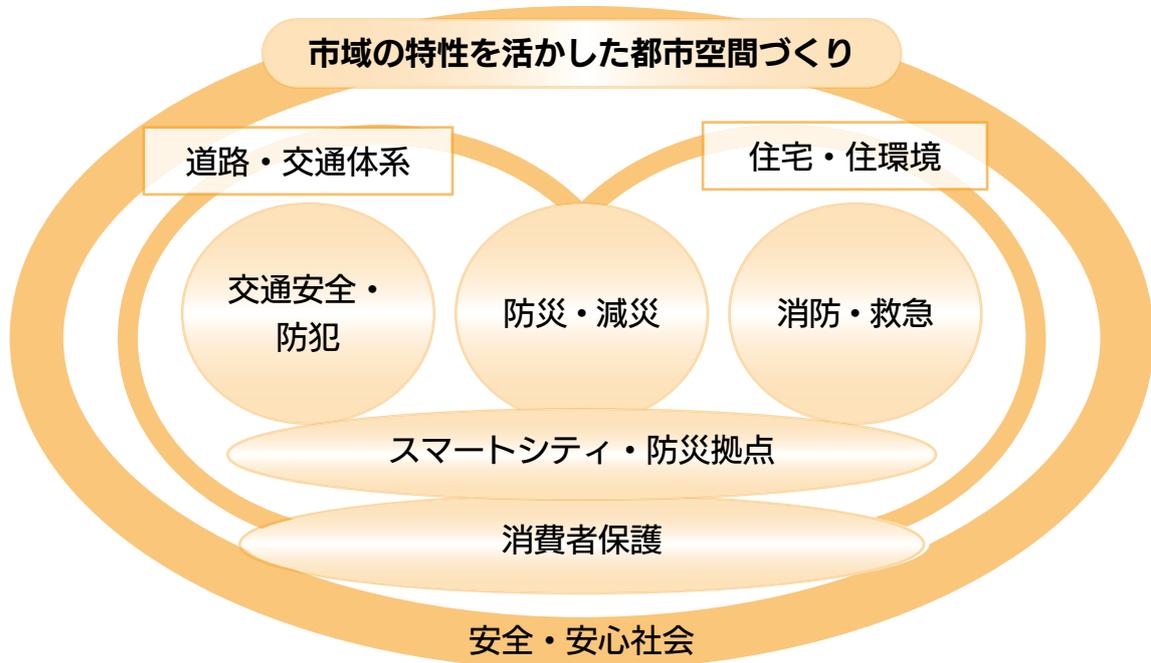
また、Society5.0の到来をはじめ、今後も予想できない新たな技術が登場する可能性があり、デジタル・トランスフォーメーション（DX）であらゆるモノと人が即時につながれば、必要なサービスを必要なときに必要な量だけ提供するための情報を、入手し共有することも期待できます。これにより、人材不足や距離、年齢等の制約により従来は対応困難であった個人や地域の課題に対し、きめ細かに対応できるようになる可能性があります。そのために、地域において、技術を活用できる人材の育成や、5GなどSociety 5.0の基盤となる設備整備を進めます。

さらに、暮らしやすい住環境の整備を図り、住民の満足度向上に努めます。

我が国では、国土の地理的・地形的な特性と世界的な気候変動から数多くの大規模災害が発生しています。近年、地震やゲリラ豪雨などの大規模な自然災害が全国各地で発生しており、いつどこで発生するか予測困難な災害に対応し、尊い人命や市民の財産を守るため、日頃から市民の防災意識を高めるとともに、自主防災組織の育成をはじめ、災害に強い避難経路等ネットワーク機能を踏まえた道路整備と、強靱な都市基盤づくり、消防・救急体制の充実、防災拠点づくりなどを進め、誰もが安全で安心な暮らしが継続できるような環境づくりに努めます。

また、交通事故や犯罪などからの安全性確保や交通安全施設の整備などを図るとともに、犯罪の抑止など諸課題への対応や消費者に正しい知識や情報の提供など住民の相談窓口の充実や消費者意識の向上を図ります。

■□施策の連関□■



自然災害や事故・犯罪からも安全・安心して生活できる、便利で快適な都市空間づくりを目指します。

第2章 将来像実現のための基本目標

基本目標 6 豊かな自然の恵みと共存し 持続するまち くしま

～環境保全分野

■□施策の体系□■

基本目標		施 策
基本目標6	豊かな自然の恵みと共存し 持続するまち くしま ～環境保全分野	6- 1 エネルギー施策の総合的推進
		6- 2 生活環境の整備
		6- 3 上下水道の整備
		6- 4 公園・緑地の整備及び水辺の保全
		6- 5 景観の保全・形成及び土地利用

■□施策の方向□■

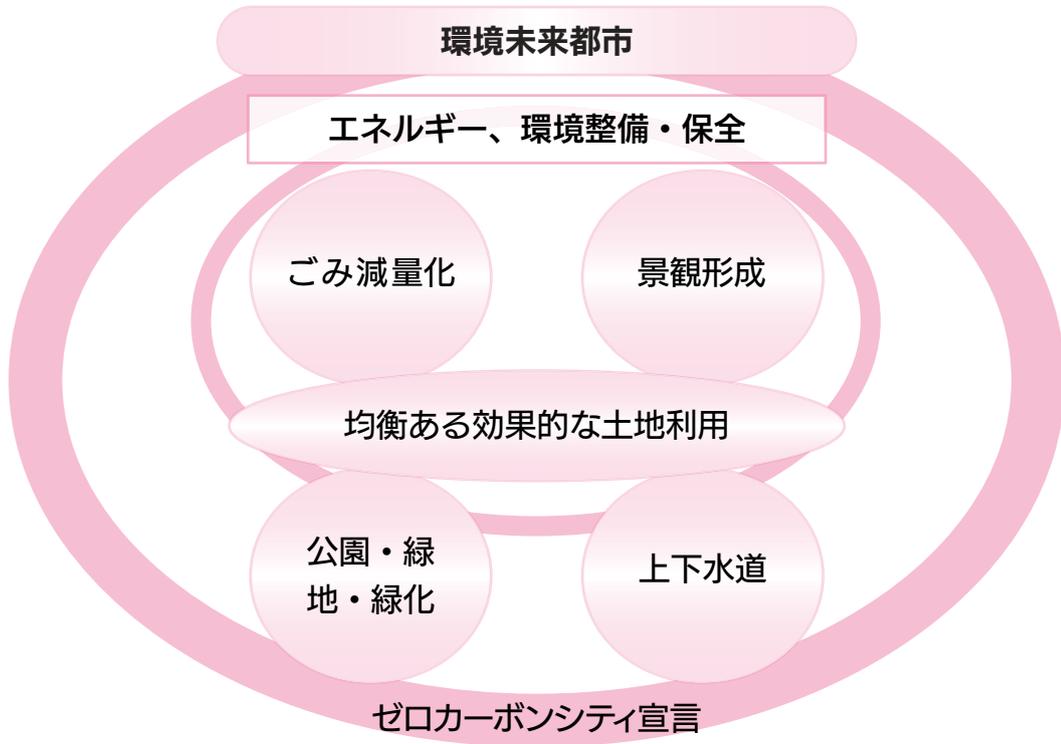
本市は、美しい自然と伝統文化を有し、それらに市民の日々の営みが積み重ねられ、串間市固有の環境・景観をつくり出してきました。これらの質の高い自然環境と良好な景観は、市に暮らす人々に快適さや安全・安心、生活のゆとりといった質的な豊かさをもたらし、市を訪れる人々を惹きつけるという好循環を生み出しています。この素晴らしい自然環境を次世代に引き継いでいく責務があります。

本市は、令和2年12月にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロを実現する環境未来都市を目指します。木質バイオマス発電や風力発電などの再生可能エネルギーによる環境負荷の少ない持続可能な循環型社会・ゼロエミッション社会の形成、これら市の特性である自然を生かしたエネルギー政策により、教育、観光などの分野と連携した好循環を生む取組を推進します。

また、これらの情報の発信により、豊かな自然環境を守り育て、人々の定住促進に向け、環境を総合的に捉えた施策を市民・事業者と一体となって推進し、内外に誇りうる環境重視の特色あるまちづくりを進めます。

また、健康で快適な暮らしに欠かせない上下水道の整備、環境負荷軽減の形成に向けた廃棄物処理体制の充実、地域資源を生かした特色ある公園・緑地、親水空間の創造、景観の保全・整備を総合的に推進し、自然と共生し、美しさと快適性・安全性が実感できる、だれもが住みたくする質の高い居住環境づくりを進めます。

■□施策の連関□■



自然を生かしたエネルギー政策及び環境の整備・保全政策とともに、豊かな自然を次世代に継承していく、環境未来都市づくりを目指します。

第2章 将来像実現のための基本目標

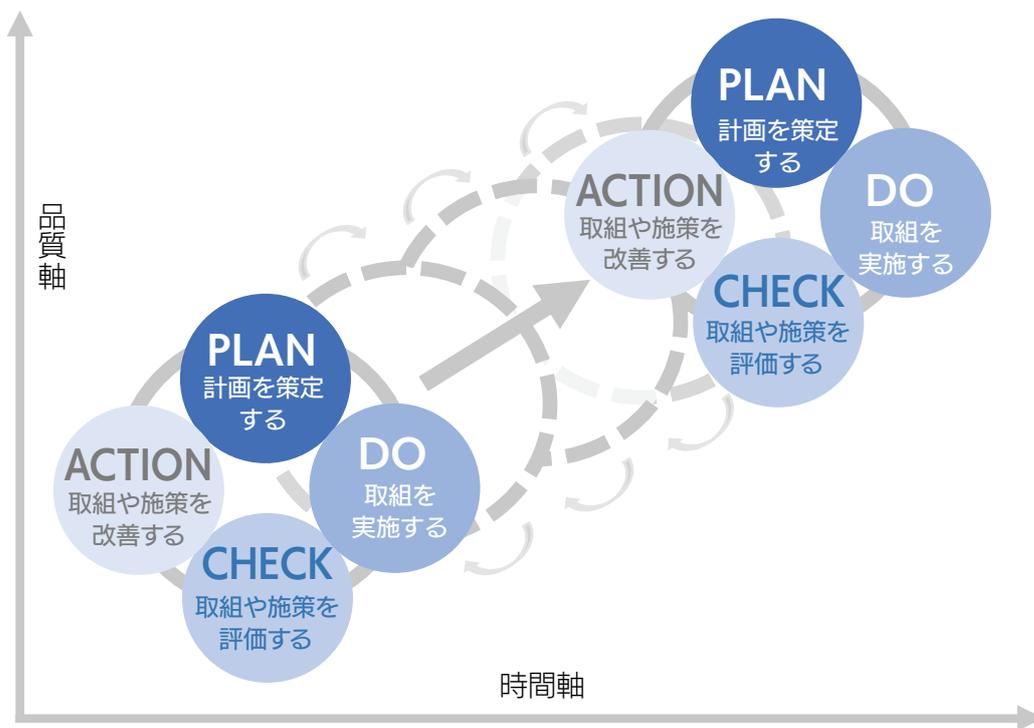
2 計画の進行管理

長期総合計画の推進にあたっては、市民の参画と協働を基本とします。

本市の目指す協働とは、市民・地域・事業所・団体等が活動するための基盤や制度を行政が整え、その基礎のうえに立って、市民・地域・事業所・団体等の自主的・自立的で相互に連携した活動がいきいきと営まれ、このことが地域課題の解決とまちの活性化につながることを考え、この考えに基づいた「協働と共感のまちづくり」を進めます。

また、計画の進行管理については、EBPM*の視点を持ちつつ、住民参画のもとPDCA*のサイクルを回し、着実に進めていくこととします。

【PDCA 概念図】



* EBPM : evidence-based policy making (証拠に基づく政策立案) の頭文字をとったもので、政策の企画立案をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで政策効果の測定に重要な関連を持つ情報やデータ (エビデンス) に基づくものとする。

* PDCA : Plan(計画)、Do(実行)、Check(測定・評価)、Action(対策・改善)の頭文字をとったもので、そのサイクルを継続的に回すことで、連続的なフィードバックを行うこと

3 計画の推進にあたって

本市におけるこれからの計画期間では、人口減少がより一層深刻化し、高齢者人口がピークを迎えていく時期にあたります。この時期は、本市にとっても、少子超高齢社会の進展が及ぼす主要産業への影響をはじめ、地域コミュニティをめぐる様々な諸課題の顕在化が予見されます。

また、気候変動による大規模な自然災害の発生の可能性も高まると考えられます。

このため、2040年頃から逆算（バックキャスト）して、顕在化する諸課題に対応する観点から、現在からの対応を実施していくことが必要になります。

具体的には、人口構造の変化やインフラの老朽化、自然災害の多発等は、市税収入の減少をはじめ、地域活動や事業推進の担い手の不足、災害復旧の遅延・不完全、それらが及ぼす地域経済の衰退など、様々な内政上の課題を顕在化させます。

他方で、Society5.0の到来をはじめとする技術の進展、ライフコース*や価値観の変化・多様化は、施設運営や行政サービスなどの資源制約等の現れ方を変える可能性があります。

今後の行政運営は、2040年頃を展望して見えてくる変化・課題とその課題を克服する姿を想定した上で、現時点から取り組むべき方策を整理する視点が重要であり、地域社会を取り巻く環境が大きく変容していく中であって、豊かで多様な価値観を背景とする住民の暮らしを持続可能な形で支えていくことが求められます。そのためには、新たな技術を基盤として、組織や地域の枠を越えて多様な主体が連携し合うネットワーク型社会を構築していくことが重要になります。加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人口の過度の集中に伴うリスクやデジタル技術の可能性を再認識させています。

従って、「3つの密」を徹底的に避ける、手洗いや人と人との距離の確保など基本的な感染対策を続ける、テレワーク、テレビ会議、時差出勤などで接触機会を減らす、などの「新しい生活様式」を実践していくことを徹底していくとともに、感染拡大のリスクに対応して、デジタル技術を活用して経済、医療、教育をはじめ様々な分野において社会経済活動の継続を模索・追及していきます。

また、本市は、住民に最も身近な基礎自治体としての役割を果たすため、今後の変化やリスクに的確に対応し、持続可能な形（SDGsの視点）で行政サービスを提供していくことが最重要であると考えます。

その際、市民、議会に加え、コミュニティ組織、NPO、企業等の地域社会を支える様々な主体が、資源制約の下で何が可能なのか、どのような未来を実現したいのか議論を重ね、ともに、新しい将来のビジョンを共有しながら計画推進にあたっていくこととします。

* ライフコース：個人の一生を家族経歴、職業経歴、居住経歴などの様々な経歴の束として捉えたもの。





第3部 資料



1 第六次串間市長期総合計画策定要領

令和2年2月4日

総合政策課

1. 計画策定の趣旨

「第五次串間市長期総合計画」は、平成22年度に目標年次を平成32年度（令和2年度）とし、「豊かな自然とともに生きる喜びにあふれる協働と交流のまち 串間」を将来都市像に策定されたものである。

この間、我が国の社会情勢は、人口減少・少子高齢化の進行、地方分権の進展、厳しい経済・財政状況、技術革新の進展、自然災害の大規模化、資源・環境問題の深刻化等、めまぐるしく変化している。

時代の流れがもたらす様々な課題に的確かつ柔軟に対応し、市政の発展と持続可能な自治体を目指して「第六次串間市長期総合計画」を策定するものである。

2. 計画の性格

本計画は、串間市長期総合計画策定条例（令和元年串間市条例第9号）第2条の規定に基づき策定する基本構想及び基本計画で構成する。

基本構想は、行政と市民が共に進める今後の串間市づくり共通のガイドラインとなる長期的構想であり、今後の市政運営の基本指針として位置付ける。

基本計画は、基本構想の理念を受けた串間市の行政計画として、その構想の目標達成のために必要な施策を示す中期計画として位置付ける。

また、本計画は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく串間市まち・ひと・しごと創生総合戦略としても位置付け、人口減少克服と地方創生という目的も併せて有するものとする。

3. 計画の期間

(1) 基本構想の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とする。

(2) 基本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの前期計画及び令和8年度から令和12年度までの後期計画の5年間とする。

4. 計画の基本理念

第六次串間市長期総合計画の策定にあたっては、時代の流れがもたらす様々な課題に的確かつ

柔軟に対応するとともに、市政の発展と持続可能な自治体を目指して新しいまちづくりの基本理念を定め、施策体系ごとに国県等の上位計画との整合性にも十分留意しながら策定するものとする。また、広域的施策については、関係自治体との調整を図りつつ計画立案にあたるものとする。

5. 策定主管課
総合政策課

6. 策定体制

- (1) 第六次串間市長期総合計画策定事務連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、素案作成・調整及び原案の検討を行う。
- (2) 連絡会議については、別途要綱を定める。



2 串間市総合計画策定条例

令和元年9月30日串間市条例第9号

串間市総合計画策定条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本市における最上位計画として、まちづくりの方向性を示す指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 まちづくりの基本理念、目指すべき将来像及びそれらを実現するための施策の体系等を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための主要な施策を体系的に示すものをいう。

(策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(審議会への諮問)

第4条 市長は、総合計画を策定するに当たっては、あらかじめ串間市総合計画審議会に諮問するものとする。

(総合計画の公表)

第5条 市長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(他の計画との整合)

第6条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(審議会の設置)

第7条 第4条の規定による市長の諮問に応じ、本市の総合計画に関して必要な事項を調査及び審議するため、串間市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第8条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 国及び宮崎県の機関の職員
- (2) 串間市議会議員

(3) 市内の公共的団体その他関係団体の役職員

(4) 学識経験を有する者

3 委員の任期は、委嘱された日から諮問に係る答申が終了した日までとする。
(役員)

第9条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。
(招集及び会議)

第10条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(小委員会の設置)

第11条 審議会は、必要に応じ小委員会を設けることができる。
(雑則)

第12条 審議会の庶務は、総合政策課において処理する。
(補則)

第13条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定に関し必要な事項は、市長が別に定める。
附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(串間市総合計画審議会条例の廃止)

2 串間市総合計画審議会条例（昭和43年串間市条例第5号）は、廃止する。



3 串間市総合計画審議会委員名簿

No.	分野	職名	氏名
1	総務常任委員会	串間市議会総務常任委員会委員長	児玉 征威
2	地域コミュニティ	串間市自治会連合会長	河野日出男
3	まちづくり	串間青年会議所理事長	内藤 圭亮
4	ボランティア	串間市ボランティア連絡協議会副会長	山下 桂子
5	防災	宮崎県防災士ネットワーク串間支部長	隈田原 瞳
6	環境	環境ボランティアグループ環の会代表	河野 幸子
7	学識	宮崎大学地域資源創成学部准教授	丹生 晃隆
8	文教厚生常任委員会	串間市議会文教厚生常任委員会委員長	堀 透
9	学校教育	串間市校長会長	津曲 文男
10	生涯学習・スポーツ	串間市社会教育委員会議長	百野 達巳
11	文化	串間市文化協会事務局長	河野 幸
12	福祉介護	串間市社会福祉協議会長	武田 憲昭
13	子育て	串間市保育会会計	増子雄美子
14	医療保健	宮崎県日南保健所長	古家 隆
15	保健予防	串間市食生活改善推進協議会長	吉田 恵子
16	産業建設常任委員会	串間市議会産業建設常任委員会委員長	野辺 俊郎
17	農林水産業	宮崎県南那珂農林振興局総括次長	濱崎 俊一
18	農業	串間市大束農業協同組合代表理事組合長	渡邊 博康
19	林業	南那珂森林組合副参事	江藤 祐樹
20	水産業	串間市漁業協同組合参事	渡辺 政彦
21	商工業	串間商工会議所副会頭	井手 徳康
22	観光	串間市観光物産協会会長	中村 貢治
23	道路	宮崎県串間土木事務所長	桑畑 正仁
24	水道	串間市管工事協同組合理事長	池島 正浩

4 第六次串間市長期総合計画の諮問について

100 - 762
令和2年12月24日

串間市総合計画審議会長 様

串間市長 島田 俊光

第六次串間市長期総合計画の諮問について

標記計画について、串間市総合計画策定条例（令和元年串間市条例第9号）第4条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問内容

第六次串間市長期総合計画の策定

2 諮問理由

本市では、平成23年度からを計画年度とする第五次串間市長期総合計画に基づき、将来像の実現に向け各施策を推進してまいりましたが、本市を取り巻く社会情勢は変化しており、新たな対応が求められています。

今年度、同計画が終期を迎えることから、令和3年度からの10年間について社会経済情勢の変化に的確に対応し、本市の特性を活かした効果的なまちづくりを推進するための指針を定める必要があることから、諮問するものです。



5 第六次串間市長長期総合計画の策定について（答申）

令和3年2月1日

串間市長 島田 俊光 様

串間市総合計画審議会
会長 丹生 晃隆

第六次串間市長長期総合計画の策定について（答申）

令和2年12月24日付で諮問を受けた標記案件については、慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。

6 用語解説

【あ行】

ICT (Information and Communication Technology)

情報通信技術。これまで使われてきた IT (Information Technology (情報技術)) に “Communication (コミュニケーション)” を加えたもの。

アクセス道路

地域内の道路から広域幹線道路に安全かつ短時間に移動できる道路のこと。

EBPM (Evidence-based Policy Making)

証拠に基づく政策立案のこと。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠 (エビデンス) に基づくものとする。

インフラ

インフラストラクチャーの略。経済活動や社会生活の基盤を形成する構造物。ダム・道路・港湾・発電所・通信施設などの産業基盤、および学校・病院・公園などの公共の福祉にかかわる施設のこと。デジタル領域では、電力とネットワークを特に指す。

エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。

エビデンス

基本的には、「根拠」あるいは「証拠」という意味。主張や仮説を立証するための材料のこと。

LGBT

「セクシュアルマジョリティ」とされている性のあり方とは異なる性のあり方のこと。LGBT に代わり、SOGIという言葉で表現されることもある。



【か行】

環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

経営マインド

経営者が会社経営を発展させていくうえで必要となる心構えや考え方、意識などのこと。

コーディネーター

ものごとを調整する役割の人。

コンパクトシティ

人口減少下の都市において、市街化しない区域を決めることで、高密度で近接した開発形態、公共交通機関でつながった市街地、地域のサービスや職場までの移動の容易さ、という特徴を有した都市構造の計画のこと。

【さ行】

再生可能エネルギー

太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在する「枯渇しない」「どこにでも存在する」「CO₂を排出しない（増加させない）」エネルギーのこと。

就業マッチング

地方創生の取組の一環で、新たな雇用確保による地域経済の活性化を目的とする事業。主に都市圏からの就業による移住を期待する。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。大量採取・生産・消費・破棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などを進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会のこと。

スマート自治体

人工知能（AI）など先端技術を駆使して事務の自動処理を進め、そのためのシステムも自治体間で標準化、共通化してムダな重複投資を避けることを目指す、総務省が提言した構想。

スマートシティ

都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理・運営等)が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区。

スマート農業

ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業のこと。

生産コスト

製品を生産するのに要する単位あたりの費用。

ゼロエミッション（Zero Emission Concept）

1994年に国連大学が提唱した考え方で、あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システムをいう。狭義には、生産活動から出る廃棄物のうち最終処分（埋め立て処分）する量をゼロにすることを指す。

【た行】

地域コミュニティ

一定の地域に居住し、何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、構成員である個人との間で相互に影響を与え合う集団や組織のこと。地元の町内会、自治会、農村の寄り合い等地縁的つながりのある様々な組織や集まりといった地域共同体。

地縁型組織

町内会、自治会、あるいはそれをベースにした様々な組織で、行政上の区域や範囲内で住民の相互扶助や自治的な活動を行う組織のこと。コミュニティ組織と呼ぶこともある。



デジタル化

アナログデータをデジタルデータに変換すること、あらゆる情報のやりとりをコンピュータを介して行うことができる形にし、物理的に離れた状態にあるモノ同士をつなげることで新たな価値を創造していくこと。

デジタル・トランスフォーメーション（DX）

ウメオ大学（スウェーデン）のエリック・ストルターマン教授が2004年に提唱した概念。進化し続けるテクノロジーが人々の生活を豊かにしていくというもの。

【は行】

バリアフリー

高齢者や障がい者が社会生活を送るうえで、障壁となるものを取り除くという考え方。

PDCA

Plan（計画）Do（実行）Check（評価）Action（改善）の頭文字を取ったもの。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）のサイクルを繰り返し行うことで、継続的な業務の改善を促す技法。

ビジョン

将来のある時点でどのような発展を遂げていたか、成長していただきたいかなどの構想や未来像。

5G（5th Generation）

第5世代移動通信ネットワークテクノロジー。携帯電話などの通信に用いられる次世代通信規格のひとつ。

【ま行】

まち・ひと・しごと創生総合戦略

人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立という課題に対する政府の取組。各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指すもの。

目的型コミュニティ

テーマ・コミュニティともいわれ、特定の地域問題の解決や前進に向け、一定の分野に特化した活動を行うコミュニティをいう。

【ら行】

ライフコース

個人が一生の間にたどる道筋のこと。具体的な人生の道程、キャリア経歴のようなもの。

【わ行】

ワーク・ライフ・インテグレーション

仕事と生活を統合させる考え方。仕事と家庭生活の双方が相乗する存在となり、公私ともに高め合うことを目的としている。

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活を共存させながら、持っている能力をフルに発揮し、それぞれが望む人生を生きることを目指すもの。

第六次串間市長期総合計画

－ 基本構想 －

発行年月 令和3年3月
発行 宮崎県 串間市
編集 串間市総合政策課
〒888-8555 宮崎県串間市大字西方5500
TEL:0987-55-1152(直通) FAX:0987-72-6727

URL:<http://www.city.kushima.lg.jp/>